

こころ  
心 でつながるみんなの神奈川 かながわ

がいこくせきけんみん 外国籍県民 かいぎ だい き かながわ会議 (第7期) さいしゅうほうこく 最終報告

2012 (平成<sup>へいせい</sup>24) 年<sup>ねん</sup>10月<sup>がつ</sup>

もくじ  
目次

ページ

がいこくせきけんみん	かいぎ	だい	き	さいしゅうほうこく		
<b>外国籍県民かながわ会議（第7期）最終報告について</b>						1
<b>1 知事への提言</b>						
(1)	ていげんこうもくいちらん					3
(2)	ぼうさいぶかい	ていげん				5
	ていげん	しゅし				5
	<b>提言1 外国籍県民の防災意識の向上と災害時支援</b>					
		ボランティアの育成について				7
	ていげん	たげん	ごぼうさいじょうほう	かいぜん		12
	<b>提言2 多言語防災情報の改善について</b>					
(3)	しゃかいぶかい	ていげん				22
	ていげん	しゅし				22
	<b>提言3 多言語情報の効果的な提供について</b>					23
	ていげん	きんきゅう	じいりょうつうやく			30
	<b>提言4 緊急時医療通訳について</b>					
	ていげん	がいこくせきけんみん	ふくし	かいごぶんや	かつやく	
	<b>提言5 外国籍県民が福祉・介護分野で活躍できるような支援について</b>					34
	ていげん	なんみんていじゅうしゃ	かつどう			
	<b>提言6 インドシナ難民定住者のコミュニティ活動への支援について</b>					37
(4)	きょういくぶかい	ていげん				41
	ていげん	しゅし				41
	<b>提言7 国際理解教育について</b>					43
	ていげん	がいこく	じどう	せいと	がくしゅう	45
	<b>提言8 外国につながる児童・生徒への学習サポートについて</b>					
	ていげん	がいこくじんがっこう				48
	<b>提言9 外国人学校へのサポートについて</b>					
<b>2 提言以外で協議・提案された意見</b>						53
<b>3 会議活動状況</b>						54
<b>4 参考資料</b>						61
(1)	けんないがいこくじんとうろくしゃすう	すいい				61
(2)	がいこくせきけんみん	かいぎせっちょうこう				64
(3)	がいこくせきけんみん	かいぎうんえいようりょう				66
(4)	がいこくせきけんみん	かいぎぼうちょうようりょう				67
<b>5 外国籍県民かながわ会議（第7期）委員名簿</b>						69

ねん がつ にち  
2012年10月17日

かながわけん ち じ くろいわ ゆうじ さま  
神奈川県知事 黒岩 祐治 様

がいこくせきけんみん かいぎ  
外国籍県民かながわ会議  
いいんちょう い き  
委員長 伊佐 リスレン

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議 (第7期) 最終報告について

わたし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき いいん めい  
私たちが、第7期外国籍県民かながわ会議は、14の国・地域の委員20名で2010  
ねん がつ  
年11月にスタートしました。2年の任期中、13回の会議と6回の部会別予備会議  
かいさい いけん こうかん ていげん さくせい ていしゅつ じゅうじつ ぎろん てんかい  
を開催し、意見交換から提言の作成・提出まで、充実した議論を展開してき  
ました。

がいこくせきけんみん かか げんじつてき もんだい せいかつじょう なや こんなん てん あき  
外国籍県民が抱える現実的な問題や生活上の悩み、困難な点を明らかにし、  
さまさま じれい しりょう もと せいり とく じゅうよう そうきゅう たいおう  
様々な事例や資料に基づき整理してきました。特に重要かつ早急な対応が  
ひつよう もんだい ていげん とく くだい しぼ こ  
必要とされる問題を提言へとつなげるため、取り組むべき課題を絞り込んでき  
ました。

2011 (平成23) ねん がつ にち お へいせい ねんとうほくち ほうたいへいようおき じしん ひがしにほん  
2011 (平成23)年3月11日に起こった平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本  
だいしんさい にほん せかいてき おお しょうげき あた だいじしん あつとうてき  
大震災)は、日本のみならず世界的に大きな衝撃を与えた大地震でした。圧倒的  
ふかこうりょく も しぜん ちから そうぞう こ いっしゆん せいかつ きばん  
な不可抗力を持つ自然の力はあらゆる想像を超えて、一瞬にして生活の基盤  
ひとびと しあわ だん の こ  
や人々の幸せな団らんを飲み込んでしまいました。また、福島第一原子力  
はつでんしょ じ こ こういき ほうしやせいぶっしつ ほうしゅつ おお ひとびと す  
発電所の事故は、広域に放射性物質の放出をもたらし、多くの人々が住みなれ  
とち はな え じたい がいこくせきけんみん かいぎ  
た土地を離れざるを得ない事態にもなりました。外国籍県民かながわ会議は、  
ひさいい かがた ところ く みま い あらわ  
被災されたすべての方々に心よりお悔やみとお見舞いの意を表します。

しかしながら、被災地は見事に復興へ向けて立ち上がり、その勇気と忍耐と助  
あ せいしん にほん せかいじゅう ひとびと かんどう かな  
け合いの精神は、日本ばかりでなく世界中の人々を感動させたばかりか、世の中  
がたくさんの優しいメッセージで溢れたように思います。

そして今回の大震災は、私たちが外国籍県民かながわ会議にも大きな影響を  
こんかい だいしんさい わたし がいこくせきけんみん かいぎ おお えいきょう  
あた さいいん おも けんない ひがしにほんだいしんさい たいけん さいがい おそろしき はだ かん  
与えました。委員は主に県内で東日本大震災を体験し、災害の恐ろしさを肌で感  
じんさいちよくご かいぎ はな あ なか にほん じしんたはつこく かな  
じました。震災直後の会議の話し合いの中で、日本は地震多発国であるにも関わ  
がいこくせきけんみん さいがい かん ちしき ぼうさい かんしん きわ ひく あらた  
らず、外国籍県民は災害に関する知識や防災への関心が極めて低いことを改め  
にんしき ぼうさいたいさく たいせつ いのち ちよっけつ  
て認識することとなりました。また、防災対策はもっとも大切な「命」に直結  
もんだい にんしき いいんぜんいん きょうゆう けっか こんき  
する問題であるとの認識を委員全員で共有しました。その結果、今期は、これ  
しやかいぶかい きょういくぶかい くわ ぼうさいぶかい しんき もう  
までの社会部会、教育部会に加え、防災部会を新規に設けることとしました。  
ぼうさいぶかい ていげん きんきゅうせい ひつようせい たか こんき  
防災部会からの提言は、もっとも緊急性と必要性が高いものとして提出して

おります。

提言作成に当たっては、委員以外の外国籍県民や日本人からの意見を聴取するため、オープン会議を開催し、幅広い意見の集約に努めながら内容を練り上げてきました。各部会でも提言作成に関連した調査・視察を行いました。

協議以外の活動としては、多文化共生社会の実現に向けて開催された「あーすフェスタかながわ2011・2012」の実行委員会へ参加するとともに、委員が企画にも積極的に関わりました。また、市民団体であるあーすネットかながわが主催する多文化共生バスツアーにも委員が参加して、ブラジル人学校や外国籍のコミュニティなどを訪問し、その後の協議の参考にすることができました。

外国籍県民かながわ会議の委員は、文化、知識、発想、能力、滞在年数に違いがありますが、それぞれの多様な視点を尊重しながら全体で認識と情報を共有することを大事にしてきました。また、会議は日本語で行われるため、日本語の習得度合いに差があり、発言する委員とそれを理解しようとする委員双方の努力が必要な場面も少なからずありました。しかし、委員は皆熱心で、一つ一つの問題を丁寧に議論し、お互いの考えを理解するため努力しながら、9つの提言に集約し、本報告書をまとめるに至りました。

日本人とともに外国籍県民自身も、それぞれの問題を改善するために地域社会に積極的に参加することが、多文化共生社会の実現への具体的な一歩だと思います。外国籍県民かながわ会議は、間違いなくその大きな役割の一翼を担っていることを今後もアピールしていきたいと思っております。

本報告書は、外国籍県民の問題のすべてを反映しているわけではありませんが、本提言が、県民にとって、よりよいくらし、地域社会づくりへと必ずつながっていくと信じております。

この会議を設置していただいた神奈川県に心より感謝を申し上げます。

# 1 知事への提言

## (1) 提言項目一覧

### 提言1 外国籍県民の防災意識の向上と災害時支援ボランティアの育成について

- 1 災害時に外国籍県民が適切な対応が取れるよう、防災知識などに関する多言語情報の普及を進めるとともに、外国籍県民が参加しやすい防災訓練等を地域で実施することにより、外国籍県民の防災意識の向上を図る。
- 2 外国籍県民を災害弱者にしないために、災害時外国籍県民支援ボランティアの育成を行う。

### 提言2 多言語防災情報の改善について

県、県内市町村、民間団体が作成・配布している多言語防災情報の資料について、外国籍県民にとって理解しやすいような内容・表現になっているかを見直し、外国籍県民向けに作成された多言語情報が十分に活用されるよう、多言語情報を外国籍県民の身近な場所で効果的に提供する。

### 提言3 多言語情報の効果的な提供について

外国籍県民向けに作成された多言語情報が十分に活用されるよう、多言語情報を外国籍県民の身近な場所で効果的に提供する。

### 提言4 緊急時医療通訳について

緊急時を含めて、予約なしで、いつでも医療通訳を利用できるよう、専門通訳スタッフの養成、公立病院への複数言語の通訳スタッフの常駐、緊急時医療通訳窓口の設置を行う。

### 提言5 外国籍県民が福祉・介護分野で活躍できるような支援について

外国籍県民が介護職に円滑に就けるよう、介護の専門用語やレポート等の報告の仕方を学べる講座、就職セミナー、面接会などを継続的に実施できるようにしくみづくりを行う。

また、在職中も、外国籍の介護職向けの情報交換や勉強会などの場を設けることにより、スキルアップを図り、よりよいサービスの提供ができるようにする。

ていげん なんみんていじゅうしゃ かつどう しえん  
**提言6 インドシナ難民定住者のコミュニティ活動への支援について**

けんない おお ざいじゅう なんみんていじゅうしゃ かか せいかつじょう かだい  
県内に多く在住しているインドシナ難民定住者が抱える生活上の課題を  
かいけつ なんみんていじゅうしゃ ちいき なか そうだん あ  
解決するため、難民定住者が地域のコミュニティの中で相談し合えるようなし  
しえん おこな  
くみづくりについて支援を行う。

ていげん こくさいり かいきょうい  
**提言7 国際理解教育について**

- 1 こくさいり かいきょうい けんないぜんしゅうがっこう かくじゅう  
国際理解教育を県内全小学校に拡充させる。
- 2 こくさいり かい かん がくしゅう おこな さい たん がいこく ご がくしゅう しょ  
国際理解に関する学習を行う際には、単なる外国語の学習ではなく、諸  
がいこく せいかつしゅうかん ぶんか きょうみ かんしん も たいけん ちょうさかつどう とお  
外国の生活習慣、文化などに興味と関心を持ち、体験や調査活動などを通し  
はばひろ がくしゅう てんかい  
た幅広い学習を展開するようにする。
- 3 けんきょうい い いんかい しじゅう がいこく じどう せいと ざいせき がっこう  
県教育委員会などが主導し、外国につながる児童・生徒が在籍する学校の  
きょういん けんしゅう もう がいこく じどう せいと たい  
教員への研修を設けることにより、外国につながる児童・生徒に対して  
きょういん できせつ しじゅう おこな  
教員が適切な指導を行えるようにする。

ていげん がいこく じどう せいと がくしゅう  
**提言8 外国につながる児童・生徒への学習サポートについて**

- 1 こうりつ しょう ちゅうがっこう こくさいきょうしつ たんとうきょういん たいしょう ていきでき けんしゅう  
公立の小・中学校の国際教室の担当教員を対象とする定期的な研修  
せいど と い がいこく じどう せいと がっこう せいかつ かんきょう  
制度を取り入れ、外国につながる児童・生徒たちが学校で生活しやすい環境  
めざ  
づくりを目指す。
- 2 ぼ ご がくしゅうしえん がいこく じどう せいと がっこう  
母語学習支援サポーターによる外国につながる児童・生徒への学校での  
がくしゅうしえん じかんせいげん じどう せいと がっこうせいかつ いちにち はや じゅんのう  
学習支援の時間制限をなくし、児童・生徒が学校生活に一日も早く順応で  
がくしゅうかんきょう かいぜん はか  
きるように学習環境の改善を図る。

ていげん がいこくじんがっこう  
**提言9 外国人学校へのサポートについて**

- 1 がいこくじんがっこう じょせい ひ つづ じゅうじつ  
外国人学校への助成を引き続き充実させる。
- 2 がいこくじんがっこう ぎょうせい みんかん こうちく じょうほうていきょう しえん  
外国人学校・行政・民間のネットワークを構築し、情報提供や支援がで  
たいせい  
きる体制をつくる。
- 3 ぜいせいじょう ゆうぐう そ ち たいしょう がいこくじんがっこう せいどじょう さべつ  
税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を  
ぜせい ひ つづ くに ようせい おこな  
是正するよう引き続き国に要請を行う。

## (2) 防災部会からの提言

### 【提言の趣旨】

2011年3月11日に日本にいた人は、その日を忘れることができません。東北地方をはじめとする被災地にいた人だけではなく、直接の被害は少なかったかながわけんにも、神奈川県にいた人にとっても、東日本大震災のことは一生忘れることができないでしょう。

東日本大震災では、巨大な地震と津波により、死者1万6千人以上、行方不明者2千人以上の人的被害がありました。震災当日から1年半以上経った今でも、被災地の状況や福島第一原子力発電所関連のニュースは、毎日流れ続けています。

地震発生直後のような危機的な状況に直面したとき、冷静な判断することとは極めて困難です。ほぼ条件反射的に行動すると思われる「いざという時」に備えて、日本で生まれ育った人は、幼い頃から防災教育や防災訓練を重ねて、知識や対応方法を身につけています。実際、あのような厳しい状況の中で、文字通り身につけた知識と経験によって、助かった人も大勢いましたし、落ち着いて行動していたと報道されています。

また、老若男女を問わず人々は、震災後の日々を不安な思いを抱きながら、連日の報道を見聞きしたり、親戚や友人と情報交換をしながら生活していました。

特に、外国人は、日本人と比べて、震災直後には対応にギャップがありました。日本のように多くの災害が発生しない国で育って防災意識が乏しい中で、情報不足の状況に置かれ、自分が行うべき対応が分からず、恐怖心・困惑・不安に拍車がかかりました。地震の後、家族や友だちにせがまれて、一時帰国をした外国人も少なからずいました。もちろん、災害時に愛する家族や友だちの傍にいたいという思いは、誰にとっても自然な反応です。過去の例をみても、海外で大きい災害が発生した際には日本人も帰国していますので、今回が特別なことではありませんが、外国人が大きな不安の中で過ごしていたことは間違いありません。

しかし、このような恐怖・困惑・不安を完全になくすることはできなくても、軽減することはできます。対処法はあるのです。それは、外国籍県民が防災知識を得ること、防災意識を高めることです。そのためには、日頃から、分かりやすい防災知識を提供したり、積極的に訓練を受けられるような機会を設けることが必要です。

今回の東日本大震災では、主に東北地方が被災地になりましたが、神奈川県

だいじしん ほっせい つなみひがい かのうせい い  
も大地震の発生や津波被害の可能性があるとされています。そして、いつ、  
そのような大地震が起こるのかは誰にも分からないのです。

ぼうさいぶかい ひがしにほんだいしんさい あらた にんしき がいこくせきけんみん ぼう  
防災部会では、東日本大震災で改めて認識した、外国籍県民にとっての防  
さい かん もんだい さまざま してん きょうぎ けっか ていげん  
災に関する問題を様々な視点から協議し、その結果を2つの提言にまとめま  
した。ひとり おお いのち たす  
した。一人でも多くの命が助かるために。



提言1 外国籍県民の防災意識の向上と災害時支援ボランティアの育成について

- 1 災害時に外国籍県民が適切な対応が取れるよう、防災知識などに関する多言語情報の普及を進めるとともに、外国籍県民が参加しやすい防災訓練等を地域で実施することにより、外国籍県民の防災意識の向上を図る。
2 外国籍県民を災害弱者にしないために、災害時外国籍県民支援ボランティアの育成を行う。

(理由・背景)

○ 2011年3月11日に発生した東日本大震災は、直接の被害が少なかった神奈川県でそれを経験した私たちがさえ、地震の恐ろしさを改めて実感したものだ。

世界を見れば自然災害は様々な場所で発生しているが、外国籍県民の中には、日本で発生するような地震、津波、台風、洪水、火山噴火等の自然災害を、生まれ育った国・地域で経験したことの無い人が数多くいる。

災害の多い国である日本に生まれ育った人は、幼稚園や小学校の頃から、年に1、2度は、何らかの防災訓練に参加しており、また、家庭での会話などを通じて、災害に対する知識や自分の身を守る術を、年齢に応じて自然に身につけてきている。

これに対し、災害を経験したことがない外国籍県民は、当然ながら、それらに対する知識は少なく、事前準備や発生時の対処方法などについての防災意識も低い。長年日本に住んで、しかも日本社会との接点が多い人さえ、防災訓練に参加したことがなく、防災知識が乏しい外国籍県民は少ない1。

1 公益財団法人横浜市国際交流協会の外国人住民の地震/防災訓練意識調査(2006年度外国人対象防災訓練アンケート結果)によれば、日本に一年以上滞在しているほとんどの人が地震を体験している。また、日本が地震の多い国であると認識している。しかし、回答者の6割が3年以上日本に滞在しているにもかかわらず、防災訓練に参加したことがある人は、わずかその2割(=全回答者の12%)だった。参加したことがない理由を見ると、関心がある人に情報が届いていないという実情があげられている。また、アンケートに記入はなかったが、言葉が理解できないので、地元の訓練参加に躊躇する声も聞こえたとのことである。

http://www.yoke.or.jp/jigyou/2006bousaikunren.html

○ 災害対策として何よりも大切なことは、事前に準備を行うことである。その準備とは、正しい防災知識を豊富に持つておくこと、被害を軽減できるように家具の固定や非常持出し品の用意などの「備え」をしておくこと、そして、いざという時には慌てずに冷静な対応ができるように日頃から訓練をしておくことだと考える。つまり、事前の学習を通じて防災意識を高めておくことが、災害に対する準備につながり、ひいては災害発生時には被害の軽減になっていく。

○ 東日本大震災をきっかけに、外国籍県民の防災意識は高まっているものの、その後も、必要な情報を入手したり具体的な行動へ結びついていない人が多いのが現状であると思われる。大きな災害が発生すると、誰でも不安になるものだが、特に、日本語が十分に通じない、防災知識が少ない、生活習慣が日本人とは異なる外国籍県民にとっては、災害発生に直面したときの不安は、さらに大きくなると考えられる。このため、外国籍県民が理解できるようなやり方で、防災知識の習得や訓練を行うことが必要である。

○ また、災害時には、災害直後に必要となる命に関わるような情報については素早い伝達が、その後の情報については正確さが、より重要となる。このため、緊急性と正確性のバランスをとりながら、外国籍県民に情報を伝えたり相談に応じていくことが大切である。そのためには防災情報の多言語（簡単な日本語を含む）での提供や、災害時外国籍県民支援ボランティアの育成が必要であると考えられる。

### ぐたいてき ないよう (具体的な内容)

○ 防災の備えや災害発生直後に取るべき行動を周知し、防災意識を向上させる方法としては、防災知識の普及と、訓練等への参加による学習がある。

○ 既存の多言語防災情報については、日本の災害を知らないことを前提として、外国籍県民が理解できるような説明を行うことが重要である。

例えば、地震対応については、家具が倒れないように壁などに固定しておくこと、事前に水や非常食の確保をしておくこと、地震時に頑丈な建物にいる場合は落下物が少ない部屋にある机の下などで安全を確保すること

と、火は地震がおさまってから消すこと、海岸近くにおいて津波の危険がある場合は速やかに高台に避難することなどについての情報が必要である。また、日常生活でも役立つ情報として、消火器の使用法、応急手当や救命処置の方法、AEDの使用法などの情報もあった方が望ましい。

- 多言語防災情報は作成・提供されていても、外国籍県民が積極的に探さないと入手しにくい状況にある。また、防災訓練が地元で行われていても、日本語が不自由だと参加を躊躇してしまうとの声もある。

このため、外国籍県民の防災意識の向上に当たっては、市役所や区役所、町内会・自治会、国際交流ラウンジ、地元の身近な公共施設、外国人を雇用している企業、外国人学校などが、防災情報や防災訓練の案内を積極的に普及する必要がある。また、安全を守る術を外国籍県民自身に身につけられるよう多言語による防災訓練を定期的に行うとともに、外国人社員の多い企業や外国人学校に対して多言語による防災訓練を実施することを推奨すべきだと考える。

- 災害発生後の情報伝達において、多言語化できる情報に限りがある。その場合は、簡単な日本語の使用を心がけるべきである。その一方で、災害時によく使われる情報については、既存の災害時多言語情報作成ツール<sup>2</sup>を活用することにより、避難所等で掲示する情報、携帯電話用の情報、音声情報の多言語化は可能である。このため、このツールの存在を行政や情報発信サービス提供者、報道機関などの関係者に改めて知らせ、多言語情報の提供を働きかけることが重要である。

- 災害時と、その後の復興期においては、日本語が十分にできない外国籍県民は、通訳や翻訳、文化摩擦の軽減などの支援が必要となるため、それを支える災害時外国籍県民支援ボランティアの育成が不可欠である。災害・防災の分野には専門用語が多いため、災害時外国籍県民支援ボランティアを育成するには、基礎トレーニングからスタートし、段階的に実践的な研修へと移行させることが望ましい。

言葉だけでなく文化・習慣の違いも理解している外国籍県民は、災害時外国籍県民支援ボランティアとして積極的な役割が果たせると考える。

<sup>2</sup> 財団法人自治体国際化協会「災害時多言語情報作成ツール」  
<http://www.clair.or.jp/j/culture/disaster/>

また、この外国籍県民がボランティアやボランティアリーダーとして身につけた防災知識については、外国籍の知人や友人にも伝えていくことができるので、防災情報を普及していく上でも効果的である。

なお、将来的には、災害時の医療対応や、災害PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対応できるような仕組みも視野に入れて検討していく必要があると考える。

- 神奈川県においても、首都直下地震などが発生すれば相当な被害が出る  
ことが想定され、また、台風や集中豪雨の被害なども考えられる。防災意識の向上や災害時の支援については、すべての県民にとって必要なことであるが、災害時に情報弱者になりがちな外国籍県民への対応については、行政、地域、ボランティア、企業などが一体になって取り組むべき重要な課題であると考え。

さんこう  
(参考)

○ 東日本大地震発生から約2週間後の2011年3月26日に、外国籍県民かながわ会議で震災に関する話し合いの時間を設けた。委員の地震の記憶もまだ新しく、計画停電が実施されている中での意見交換となった。この中で外国籍県民にとって今回の震災を経験して困ったこととして委員が挙げた主なものは次のような点であった。

- ・ 外国籍県民は、地震発生直後にどのような行動をとれば身の安全が確保できるのかという対処方法が分からなかった。(家の中で危険な家具等はあるか、外に逃げるべきか、台所でガスコンロの火はいつ消すべきか等)
- ・ 自宅で危険と感じたとき、どこに避難すればよいか分からない。今回は経験しなかったが、避難所とはどういうもので、そこで何ができるのか、もしそこに逃げたらどのような生活のルールがあるのかを知っておいた方がよい。
- ・ 今回のような津波が来たら、避難できる高台がどこにあるかを知らない。
- ・ 家から持ち出すべき物が分からないし、事前の準備もしていない人が大半である。
- ・ 電話や電気が使えなくなったが、どうやって家族などと連絡をすればよいか分からなかった。
- ・ 外出中の場合は、家に帰る道が分からず、移動手段が限られているため、どのように行動したらよいか分からなかった。
- ・ 被災地の情報、生活が落ち着くまでの間に必要な計画停電や交通情報、原子力発電所の事故の情報などは、テレビ、ラジオ、新聞といったマスコミからの報道が頼りだった。しかし、日本語による報道が圧倒的に多かったので、言葉が通じない外国籍県民は、現状把握や取るべき行動が理解できず不安になった。
- ・ 防災の知識や、災害時の対処方法が分からない中で、外国籍県民は、日本人ほど冷静にはなれなかった。連日の報道を見ても、どの情報をどの程度重視しなければならないか分からず、とても不安になった。

## 提言2 多言語防災情報の改善について

県、県内市町村、民間団体が作成・配布している多言語防災情報の資料について、外国籍県民にとって理解しやすいような内容・表現になっているかを見直し改善するとともに、多言語防災情報資料の一層の普及を図る。

### (理由・背景)

- 東日本大震災では、大地震や津波の恐ろしさを改めて実感したが、外国籍県民のうち日本語能力がない人や低い人にとっては、ひとたび災害が起こると、日常と異なる生活に対応できないという不便どころか、命に関わる問題になりかねない。事前の防災に対する知識や準備は災害に対応するための重要な対策になると考える。
- 防災に関する多言語情報あるいは簡単な日本語で書かれている情報は、現在でも様々なものが作成されている。そこで、防災部会では、これらの情報が、外国籍県民にとって防災意識の向上や準備、災害発生後の行動マニュアルとして分かりやすいかという視点で、既存の多言語防災情報を可能な限り確認した。
- 確認の結果、外国籍県民を対象とした防災情報の説明の中には、日本の文化や常識を前提とした記載となっている部分があること、また、一見すると簡単な日本語で書かれているように思われても、防災や災害に関する専門用語は、外国籍県民にとって理解しにくいといった課題があることがわかった。これらは、より分かりやすい情報提供となるよう改善・訂正する必要があると考える。
- また、既存の防災資料は、作成当初は紙で配布されていたと思われるが、その後は、インターネットで提供されている場合が多い。しかし、外国籍県民は、皆がインターネットにアクセスし、ダウンロードできる環境にあるとは限らない。このため、外国籍県民も訪れる県内の市町村の施設に置かれている多言語防災情報（紙媒体）が少ないという状況を改善し、資料を積極的に配布する必要があると考える。

ぐたいてき ないよう  
(具体的な内容)

1 多言語防災資料の内容の改善について

既存の多言語防災資料(簡単な日本語により作成されたものを含む)の実例を挙げながら、外国籍県民にとって、どのような点が理解しにくいのかについて指摘したい。

○ 内容に関すること

(1) 日本の防災知識を前提としたものについて、丁寧な説明が少ない

防災頭巾等を知らないなど、日本の災害や防災知識に馴染みのない人にとっては、既存情報に掲載されている絵(イラスト)を見ても、理解ができないものがある。また、日本語が読めない人にとっては、印鑑や缶切りを絵のみで判断することになるが、何を指しているのか理解できない上に、それが非常時の持出し品としてなぜ必要なのかも分からないと思われる。防災知識があることを前提としている品物については、絵のみでは正確な情報として伝わらない。

- 委員が、下の絵<sup>3</sup>を、あまり日本語が読めない外国人に見せたところ、
- 電池、ろうそく、印鑑の区別ができなかった。生理用品やクレヨンだと解釈した人がいた。
  - 缶切りを手錠と解釈した人がいた。
  - 紙おむつを「相撲のDVDボックスセット」と解釈した人がいた。

このように、絵で情報を伝える場合には、個別のイラストに番号を振って、詳しい説明を行っておく必要がある。

3 さい  
財  
ht



(2) 日本の文化は、説明なしに記載しても理解できない  
 大地震とナマズには関係があるという言い伝えは、日本文化の特有なものであるが、異文化の人にとっては、ナマズの絵（イラスト）があっても、関連性が理解し難い<sup>4</sup>。

このため、ナマズ等の日本文化独特の絵については、言い伝えの説明を加えるか、絵そのものを削除した方がよい。



大地震が起こると家具類が倒れてきたり、電灯、棚やタンスの上の物が落下してくる危険がある。(→P.18参照)

During a strong earthquake, furniture, etc. may fall down, so it is important to protect your head.

큰지진이 일어나면 가구류가 넘어지거나, 전등, 책상이나 장롱위의 물건들이 떨어질 위험이 있다.

当发生大地震时，家具可能会倒下，电灯以及放在桌子上和柜子上的东西可能要掉下来。

Em geral, um grande terremoto provoca a queda da mobília e outros objetos. Por isso, é importante proteger a cabeça.

(3) 習慣の違いに関する説明が不足している

調べた範囲では、神奈川県内の自治体で作成された防災に関する多言語防災情報には、「避難所での態度」等のマナーに関する説明が欠けている。

島根県内で作成された資料<sup>5</sup>には、避難所で配慮すべきこと等が記載されている。このような情報を事前に説明・周知しておくことによって、災害時に起こりがちな日本人と外国籍県民の間に生じる異文化摩擦は最小限に抑えられると考える。

**At an Emergency Shelter**

Many people must share the same facilities, so rules are put in place to avoid any major problems.

**These rules include...**

- Taking off your shoes before entering the building.
- Eating meals at a set time, consuming a set amount of food.
- Using the toilet correctly, disposing of rubbish correctly.
- Not causing any trouble with the people around you.

There may be certain times when the emergency shelter rules clash with your own lifestyle or religious beliefs. Please talk with the people around you, and please inform someone if there is anything you are not able to do.

<sup>4</sup> 財団法

<http://>

<sup>5</sup> 公益財

「外国人

<http://>

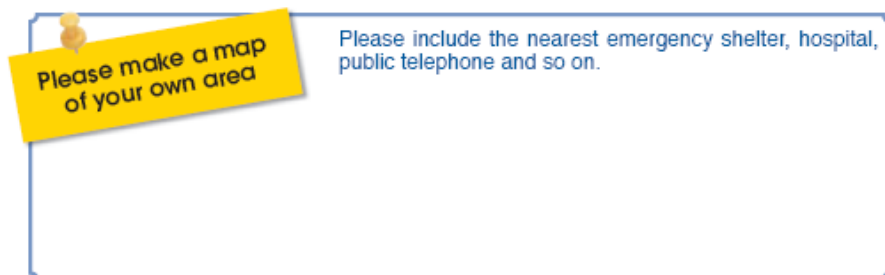
. pdf ほか



(4) メモがとれるよう、レイアウトを工夫すべきである

日本の印刷物は、びっしりと文字で埋められていて、自分でメモを取る場所がないものが多い。下の例<sup>6</sup>のとおり、メモを取るスペースがあれば、自分で理解した内容を母国語で書き留めておき、後で自分や家族が再確認することが可能である。

and where emergency shelters are located. Please check this map at your local municipal office.



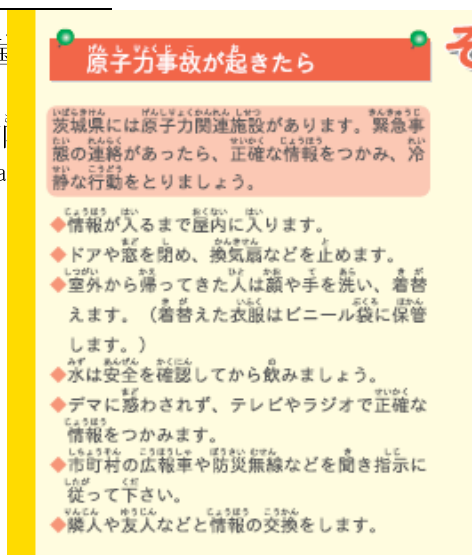
このため、資料では、母国語でメモがとれるスペースを追加すべきである。特にまだ日本語ができない子どものいる家庭では、この工夫は有用だと思われる。

(5) 原子力事故に関する情報がほとんどない

1999年に東海村にある株式会社ジェー・シー・オーでの原子力事故を経験した茨城県では、多言語の災害時マニュアル<sup>7</sup>の中で、原子力事故に関する記載も行っているが、他の防災資料には見当たらなかった。

<sup>6</sup> 公益財団法人しまね国  
て〜」 <http://www.>

<sup>7</sup> 茨城県生活環境部国  
<http://www.pref.iba>



そハンドブック～自然災害に備え

[isaster/index.htm](http://www.pref.iba.jp/saster/index.htm)

## ○ 日本語に関すること

- (6) 日本語で、どう伝えればよいのかという説明が不足している。説明文はすべて翻訳されているので、自分の言語で内容は理解できるが、いざ非常時・緊急時になったときに、どのような日本語で伝えればよいのかの説明が不足している。例えば、下の例は、タガログ語での説明だが、実際に火事の際に119番に電話をかけて外国語（この場合はタガログ語）で「火事だ！」と叫んでも、消防署には通じないと思われる。



**Kung may sunog:  
Sumigaw ng “Sunog!”  
upang maipalam sa  
mga tao.**

Tumawag sa **1 1 9** .

解決方法だが、多言語資料を作成する際には、単に日本語を直訳するだけではなく、外国籍県民が日本語を使わなければならない状況を想定して、必要な日本語をローマ字で追加して記載するなどの工夫が必要である。

例： Call 119 and shout “Kaji da!” State your name and address, slowly. “Koko wa (ward name)-ku no (town name + number) desu. Watashi no namae wa (your name) desu.”

- (7) 日本語の文章が複雑で、専門的な単語が使用されている。日本語は、漢字に振り仮名（ルビ）を付けるだけでは、分かりやすい文章にはならない。特に、熟語の多い文章や、災害時にしか使わないような専門的な単語が入っている文章は、日本語を十分に学習していないと難しい。次の文章<sup>8</sup>を、委員の知人で日本語学習歴が4年の人に見せたところ、書かれている単語の半分は理解できないとのことだった。

このため、防災情報資料は、日本語版の情報翻訳した多言語版を作成することは必要だが、それ以外の言語の人に対応できるよう、簡単な言葉を

<sup>8</sup> 財団法人消防科学総合センター「地震に自信を」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/jishinpanfu/pdf/jishinpanfu.pdf> ほか

つか たんじゆん ぶんしょう か か わ にほんごばん さくせい ひつよう  
 使い単純な文章に書き換えた分かりやすい日本語版も、作成する必要がある。

## 2 家庭の防災会議

- 大地震のとき、家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておきましょう。
  - 家の中でどこが一番安全か
  - 救急医薬品や火気などの点検
  - 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
  - 避難場所、避難路はどこにあるか
  - 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
  - 昼の場合、夜の場合の家族みんなの分担をはっきり決めておく。
- 避難カードを作成し、各自携帯しましょう。

(8) 災害や防災に関連する用語は一覧表で説明すると分かりやすい文章の中に知らない単語が多いと、読む時に、単語の意味を全部調べることになるが、命に関わるような災害時にはいちいち調べる時間はないと思われる。

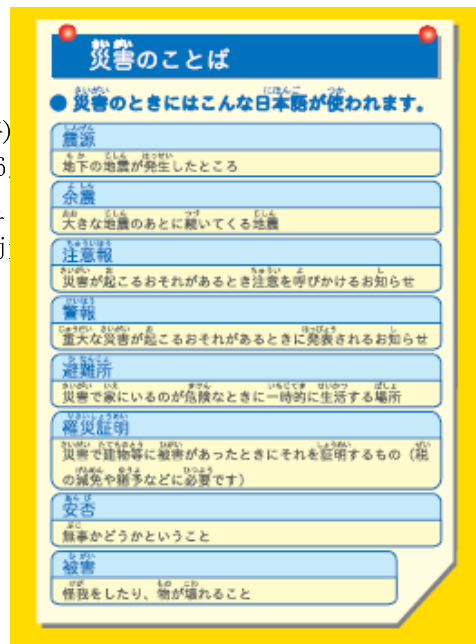
一覧表は、多言語による関連用語対訳だけでなく、ある程度の日本語なら分かる人を対象として、簡単な日本語での説明文もあることが望ましい。下に記載した災害関連用語の一覧は、左側は新潟県<sup>9</sup>、右側は茨城県<sup>10</sup>のものである。

## Disaster-related Japanese Vocabulary

### [Disaster Information]

Japanese	English
災害 Saigai	Natural disaster (including earthquakes, typhoon, flooding, tsunami, volcanic eruption)
地震 Jishin	Earthquake
震源地 Shingenchū	Epicenter
震度 Shindo	Seismic Intensity Level (See previous page for explanation.)
余震 Yoshin	Aftershock: A tremor that occurs after a major earthquake.
津波 Tsunami	Tsunami: A very large tidal wave that may follow an earthquake.
がけ崩れ Gakekuzure	Landslide
警報 Keihō	Warning issued by the Japan Meteorological Agency (Kishō-chō) of an impending disaster or hazardous situation and call for appropriate actions. The level of urgency of a <i>keihō</i> is greater than that of a <i>chūhō</i> .
注意報 Chūhō	Issued by the Japan Meteorological Agency (Kishō-chō) when people should be aware of a possible disaster. The level of urgency of a <i>chūhō</i> is less than that of a <i>keihō</i> .
警戒する Keikai suru	(V) To take caution.
被災者 Hisaisha	Disaster victim
犠牲者 Giseisha	Casualty

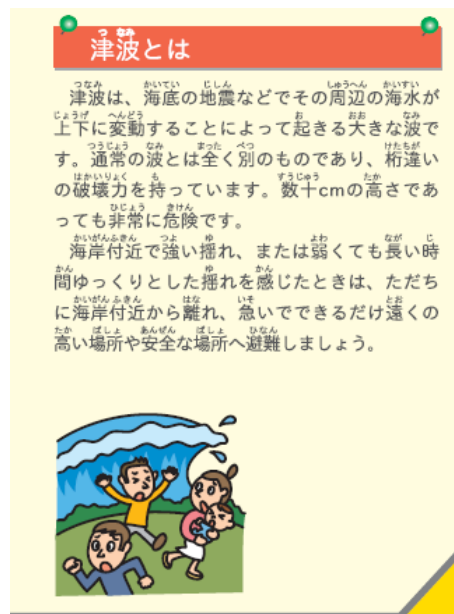
いご  
 ぎ語)  
 '516  
 ニュ  
 o/j



(9) 各言語で外来語として使用されている災害用語は、説明が必要である

様々な言語では、その文化にない概念を表すために、外国語がそのまま外来語として使われる場合が多い。例えば、「津波」とは、アルファベット文字が使用されている多くの言語ではtsunamiと、韓国・朝鮮語では쓰나미と、ロシア語ではЦунамиと呼ばれているが、いずれも、日本語の「ツナミ」という音をそのまま、それぞれの文字で表記している。このような外来語は、詳しい言葉の意味、概念が理解されているとは限らない。

このため、津波や地震といった災害に関する重要な概念・現象については、その言語に存在したとしても、下の例<sup>11</sup>のように、より具体的な説明を追加する必要がある。



(10) ピクトグラムによる表記は効果的である

多言語といってもあらゆる言語を網羅できないことは当然である。そのため、災害時の避難所では、多言語による表示ができなくても、世界共通のピクトグラム（絵文字）の表示をすることにより、情報を伝えることが効果的である。



みず  
水があります



と  
泊まれる場所

<sup>11</sup> 茨城県生活環境部国際課「多言語による災害時マニュアル」

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kokuko/jpn/disaster/index.htm>

## 2 多言語防災資料の普及について

げんじょう がいこくせきけんみん む ぼうさい かん じょうほう ふきゅう ふじゅうぶん  
現状では、外国籍県民向けの防災に関する情報の普及が不十分である。  
ぼうさい かん たげん ごじょうほう はばひろ ふきゅう つぎ ほうほう  
防災に関する多言語情報を幅広く普及していくためには、次のような方法が  
かんが  
考えられる。

- くやくしょなど がいこくせきけんみん みちか しせつ ちいき ざいじゅうしゃ ぼこくご  
区役所等の外国籍県民の身近な施設に、その地域の在住者の母国語に  
はいりよ たげん ごぼうさい ひなんちずなど じょうほう じょうび  
配慮した多言語防災マニュアルや避難地図等の情報を常備する。
- がいこくせきけんみん と あ と き たいおう やくしょ  
外国籍県民から問い合わせがあった時に対応するだけでなく、役所の  
まどぐち しせつ がいこくせきけんみん たい せっきょくてき たげん ごぼうさい  
窓口や施設で、スタッフから外国籍県民に対して、積極的に多言語防災  
しりょう しょうかい  
資料があることを紹介する。
- どうめすてぃっく・ばいおれんすの そうだんさき こうしゅう  
ドメスティック・バイオレンスの相談先については、公衆トイレのドア  
など たげん ご じょうほう は ばあい ぼうさいじょうほう こうきょう ばしょ  
等に多言語の情報が貼られている場合がある。防災情報を公共の場所で  
ふきゅう ほうほう こうりつてき かんが  
普及させる方法としても効率的だと考えられる。
- がいこくじんじゅうぎょういん おお きぎょう がいこくじんがっこう せっきょくてき たげん ごじょうほう てい  
外国人従業員の多い企業や外国人学校に積極的に多言語情報を提  
きょう  
供する。

しりょう  
資料

1. 防災関連の多言語情報

1.1. 「地震に自信を」

- (英語、ハンデル、北京語、ポルトガル語、ルビ付き日本語)

(財団法人消防科学総合センター作成、総務省消防庁監修)

[http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B934&ac2=&ac3=3907&Page=hpd2\\_view](http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B934&ac2=&ac3=3907&Page=hpd2_view)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4248/p11909.html>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/jishinpanfu/pdf/jishinpanfu.pdf>

- (スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、ルビ付き日本語)

(かながわ自治体の国際政策研究会＝神奈川県及び県内市町村で構成)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4248/p11909.html>

1.2. 「外国人向け危機管理マニュアル」(横浜市)

- (英語、ハンデル、中国語、スペイン語、ポルトガル語、日本語)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/foreigners/manual.html>

1.3 「備える。かわさき」(川崎市)

英語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/En.pdf>

中国語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/Ch.pdf>

韓国・朝鮮語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/Kr.pdf>

ポルトガル語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/P.pdf>

スペイン語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/Sp.pdf>

タガログ語 <http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/foreign/Ta.pdf>

1.4. 「外国の方のための多言語防災ガイド」(藤沢市)

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ルビ付き日本語)

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bousai/page100045.shtml>

2. 生活情報の中で防災について説明しているもの

2.1. 「緊急のとき、こまったときの行動マニュアル」

(かながわ自治体の国際政策研究会 = 神奈川県及び県内市町村で構成)

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、やさしい日本語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3702/>

2.2. 「横浜市暮らしのガイド (よこはましリビングガイド)」

(横浜市)

(英語、中国語 (簡体字)、中国語 (繁体字)、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語)

[http://www.yoke.or.jp/jigyou/seikatujouhou\\_link.html](http://www.yoke.or.jp/jigyou/seikatujouhou_link.html)

3. その他

3.1. 弘前大学人文学部社会言語学研究室

東日本大震災に関する「やさしい日本語」情報

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJhigasinihon.htm>

### (3) 社会部会からの提言

#### 【提言の背景、経緯】

社会部会では、日本でくらす外国人にとって生活に密接している問題の中から、多言語情報の提供、行政サービス、医療や介護に関すること、難民支援など様々な課題が挙げられました。社会部会のメンバーは、次のようなステップで議論を重ねて、最終的に4つの提案をとりまとめました。

- 1 部会の委員の体験に基づき、外国人が社会生活で直面している問題について自由に発表し、それについて意見交換を実施
- 2 出された問題について、緊急性と重要性の観点から提言にしたいテーマを絞り込む
- 3 テーマについての現状を把握するため、調査や資料収集を実施
- 4 部会内の議論をまとめて、提言を作成

協議に当たっては、現地調査や委員が関わっている活動での経験に基づきテーマについての共通理解を得るようにしました。

多言語情報については、川崎市内と横浜市内を中心に外国人住民にとって身近の公共施設（区役所、図書館、国際交流センター、国際交流ラウンジなど）へ行って、どのような提供がされているのか現状調査をしました。

緊急時の医療通訳については、通訳スタッフとして活動している委員から現状の通訳派遣の概要について話を聞いて共通認識をもった上で、話し合いを行いました。また、外国籍県民が介護職として働く上での支援については、介護職に関わりのある委員から、現場の例を聞きながら課題について整理しました。

神奈川県に多く生活しているインドシナ難民の問題については、インドシナ難民の背景や、難民定住者の抱えている課題などについて、時間をかけて勉強して、委員の認識を深めました。

なお、在留資格の手続きに関しては、委員の関心は高かったのですが、話し合いの時間が足りなくなり、最終的には提言に至ることができませんでした。概要を「提言以外で協議・提案された意見」に記載しましたので、併せてお読みいただければと思います。

提言が、少しでも外国籍県民にとって生活しやすい環境づくりにつながることを期待しています。



### 提言3 多言語情報の効果的な提供について

外国籍県民向けに作成された多言語情報が十分に活用されるよう、多言語情報を外国籍県民の身近な場所で効果的に提供する。

#### (理由・背景)

○ 外国籍県民の中には、日本語の理解が十分でない人も多数いるが、多言語情報の効果的な提供・発信は、外国籍県民の社会参加、更には、外国籍県民がくらしやすい地域社会をつくるために重要である。関係機関が連携して、多言語情報の普及を促進することが必要である。

○ 現在、多言語情報は数多く作成されている。しかし、部会で提供状況について検討したところ、次のような問題があった。

(1) 配布場所や提供されている資料の種類が十分ではない

川崎市内と横浜市内の施設で多言語資料の配架状況を確認したが、市の中心部から少し離れた場所にある施設には、多言語資料が置かれていなかった。また、国際交流施設については比較的資料の数は多かったが、作成されている既存情報の種類と比べると、提供されている種類が少ないと思われた。

#### <現地調査場所>

- ・川崎市国際交流センター
- ・川崎市立図書館 橋分館
- ・川崎市高津区役所
- ・あーすぷらざ（神奈川県立地球市民かながわプラザ）
- ・横浜市鶴見国際交流ラウンジ
- ・東京入国管理局横浜支局

(2) 作成されている多言語情報は、地域別、言語別、分野別に格差がある。同じ神奈川県内でも、地域によって生活している外国籍住民の出身の国や地域がばらばらで、主な使用言語も異なっている。多言語情報はどうしても地域において多く使われる言語で作成されるため、地域別で資料数に差が生じている。

また、言語別では、英語、中国語、韓国・朝鮮語の資料は多く存在す

るが、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語などの資料は少ない傾向にある。

分野別では、生活一般や保健医療分野の資料は多く存在するが、防災や労働に関する多言語資料は少ない。

(3) 外国籍県民にとって有益な多言語情報が、十分に活用されていない多言語情報は数多く作成されているが、それらが一般にあまり知られておらず、外国籍県民が必要とする場面で利用されていない。例えば、神奈川県では、医療機関を受診するときによく使われる質問や説明資料を「外国語医科歯科診療マニュアル」として10言語(ルビ付きの日本語へいき)で作成・提供しているが、委員のこれまでの経験では、比較的大きな病院であっても、受診時にこのマニュアルが提示されたことはなかった。この例からも、生活の現場で有益な多言語情報は存在しているにもかかわらず、それを必要とする人のところに届いておらず、活用が十分行われていないと考えられる。

(4) 多言語情報には、作成後の更新が行われていないものがある。多言語情報が作成された後、10年以上更新がされていないものも多く存在しており、中には内容が陳腐化してしまっているものがある。

○ 今後とも、外国籍県民にとって必要性が高い多言語情報を充実させるとともに、それらを身近な公共施設(役所、図書館、市民館・公民館、学校、国際交流センター・国際交流ラウンジ、駅、空港、病院など)において、より積極的な宣伝・配布をしていくべきである。

併せて、行政や国際交流協会、ボランティア団体などがそれぞれ作成した多言語情報の共有化を図ることにより、より多くの情報を外国籍県民に提供できるようにするべきだと考える。

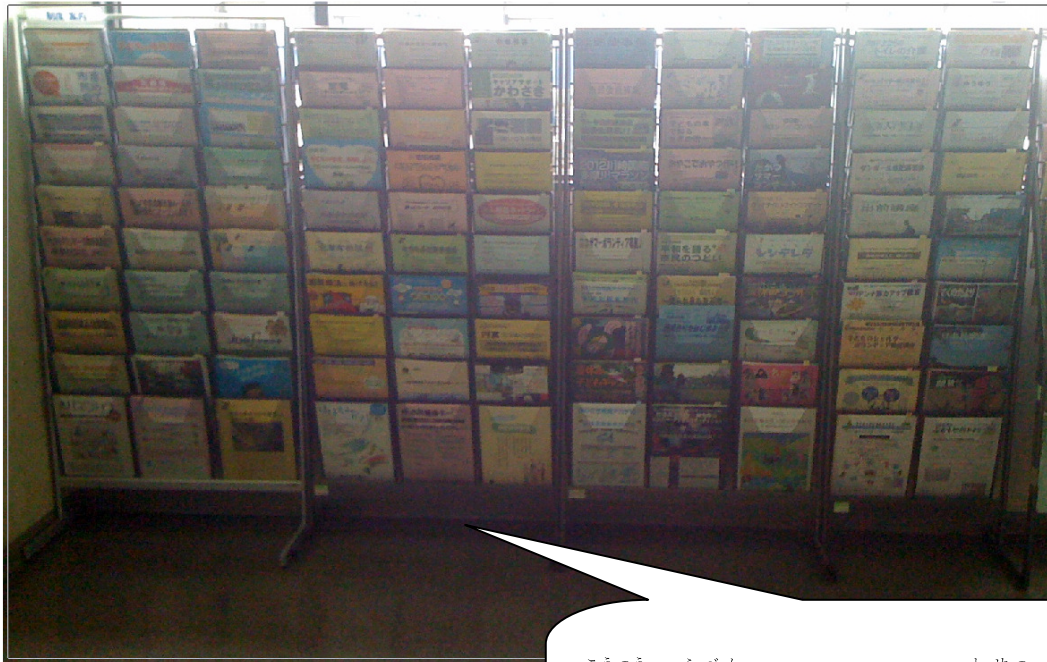
なお、外国籍県民には、パソコンが苦手な人やインターネットが利用できる環境にない人も大勢いるため、多言語情報はホームページだけでなく紙でも配布し、普及させる必要がある。

### (期待される効果)

多言語情報を効果的に提供・発信することは、外国籍県民のみならず、様々な人にとっても有益であり、総合的な効果が期待できる。

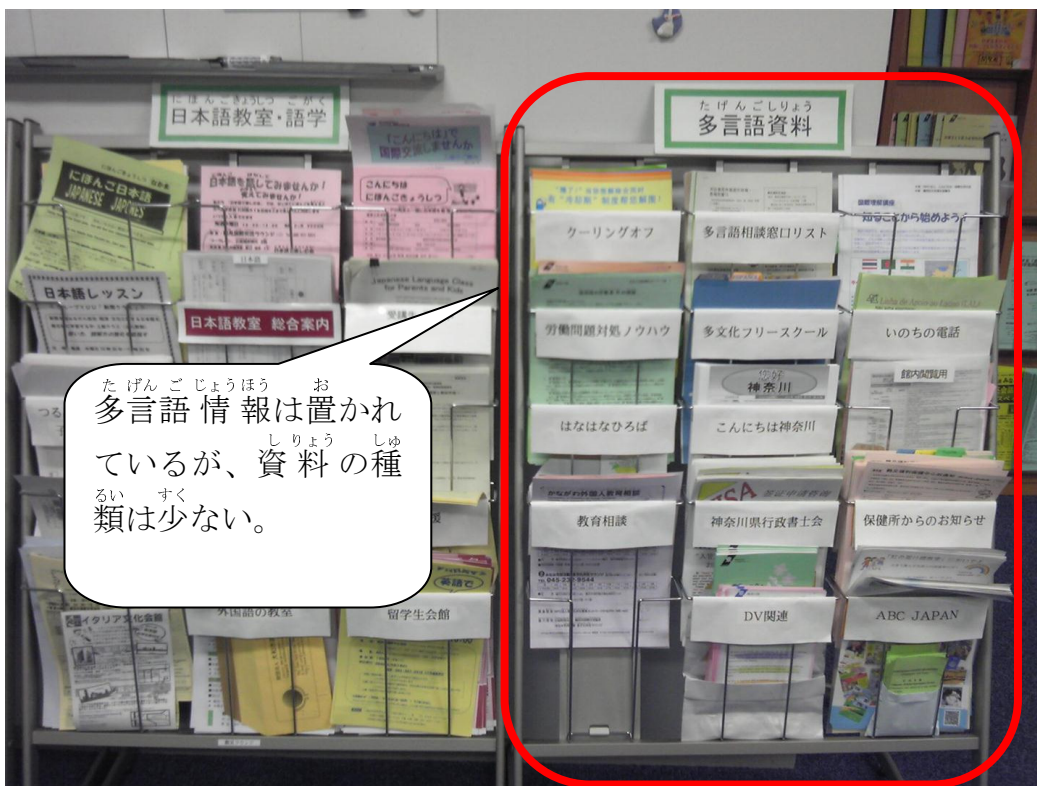
- (1) 外国籍県民（住民）
- 日本語と母国語の両方の資料を読むことで、日本語能力の向上につながる
  - 日本社会の生活習慣、ルールなどを正確に理解できるので、トラブル防止につながる
  - 身近な地域の情報や行事などを知ることができるので、地域でのコミュニケーション向上や社会参加の促進につながる
  - 母国語での資料を活用しながら生活できるので、利便性が向上する
- (2) 短期滞在外国人（ビジネス、観光関係）
- 必要な情報が母国語で簡単に手に入れられるため、スムーズに滞在できる
  - 神奈川県国際的なイメージアップにつながる
- (3) 行政機関
- 行政サービスが向上する
  - 多言語情報があるため、窓口での問い合わせ業務が軽減される
  - 地域において多文化理解が進み、住民の交流が促進される
  - 観光客や外資系企業の誘致につながり、地方経済が活性化される
- (4) 外国語を学習する日本人
- 多言語資料を学習資料として活用することにより、外国語能力の向上につながる
  - 行政、企業、ボランティア団体において外国語が分かる人材の育成に役立つ

しりょう ちょうさけつか  
資料：〈調査結果その1〉



かわさきしりつとしょかんたちばなぶんかん ねん がつ  
川崎市立図書館 橋 分館 (2012年7月)

こうつう ふべん しせつ  
交通が不便なところにある施設には、  
たげんごじょうほう はいふ  
多言語情報が配布されていなかった。  
た。



たげんごじょうほう お  
多言語情報は置かれ  
しりょう しゅ  
ているが、資料の種  
るい すく  
類は少ない。

よこはましつるみこくさいこうりゅう ねん がつ  
横浜市鶴見国際交流ラウンジ (2012年1月)

資料：＜調査結果その2＞

多言語情報一覧 - 神奈川県ホームページ

掲載情報	日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ポルトガル語	タガログ語	タイ語	ベトナム語	ラオス語	カンボジア語
外国語医科歯科診療マニュアル (2001年10月発行)	(併)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
外国人のための医療機関リスト (2002年3月発行)	-	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
母子福祉に関するQ & A (2006年3月発行)	(併)	↓	↓	↓	↓	↓	-	-	-	-	-
結核予防ポスター (2006年9月発行)	(併)	↓	↓	↓	↓	↓	-	↓	-	-	-
外国籍県民のための保健・医療ガイド (2012年4月発行)	↓	↓	-	-	-	-	-	-	-	-	-
「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」 (2009年)	↓	↓	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 外国語で受診できる医療機関の情報は[外国籍県民相談窓口](#)でもご案内できます。

神奈川県ホームページの多言語情報一覧 (2012年7月現在)

多言語情報一覧 - 神奈川県ホームページ

2011年10月

2012年3月発行

**保健・医療に関する情報**

掲載情報	日本語	英語	中国語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ポルトガル語	タガログ語	タイ語	ベトナム語	ラオス語	カンボジア語
外国語医科歯科診療マニュアル (2001年10月発行)	(併)	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
外国人のための医療機関リスト (2002年3月発行)	-	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

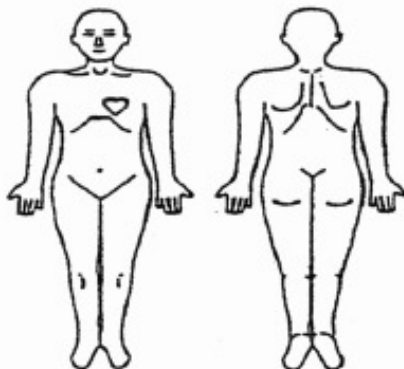
※ 外国語で受診できる医療機関の情報は[外国籍県民相談窓口](#)でもご案内できます。

神奈川県ホームページの多言語情報一覧 (2012年7月現在)

資料：<もっと活用した方がよい多言語情報例：医療分野>

その1 神奈川県作成の「外国語医科歯科診療マニュアル」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4248/p11909.html>

8. 体の場所を、指で示して下さい。(身体図) / 请指出您身体不舒服的地方。(身体图)



9. 今まで食事・薬または注射で、体に発疹ができたことがありますか？ (①はい ②いいえ)  
到目前为止，有因为吃饭、吃药或者打针，造成身上出疹子的状况吗？ (①有 ②没有)
10. 検査は、\_\_\_\_\_を行います。 / 进行\_\_\_\_\_検査。
11. 病名は\_\_\_\_\_です。 / 病名是\_\_\_\_\_。

### 会計 / 付款处

1. 日本では保険診療制度ですが、健康保険に加入していますか？ (①はい ②いいえ)  
在日本有保险医疗制度，是否已加入健康保险？ (①已加入 ②未加入)
2. 保険に加入していない場合、自費扱いとなりますが、それでもよろしいですか？ (①はい ②いいえ)  
未加入保险的情况，视为自费诊疗，即使如此也愿意吗？ (①愿意 ②不愿意)
3. 本日の診療について全額、お支払いできますか？ (①はい ②いいえ)  
关于今天的诊疗，是否能够支付全部的费用？ (①能 ②不能)
- ① 全額支払えない場合、いくらならお支払いできますか？  
如果无法支付全部金额，最多能支付多少？
- ② \_\_\_\_\_日までに持ってきてください。  
请在\_\_\_\_\_日以前支付。
- ③ 福祉事務所（市役所）で相談してください。  
请向福利事务所（区公所）咨询。
- ④ 保険人の名前、住所、電話番号を書いてください。  
请填写保险人的姓名、住所、电话号码。
- ⑤ 日本語のわかる友人を連れてきてください。  
请把懂日语的朋友带来。

しりょう かつよう ほう よ たげん ごじょうほうれい きょういくぶんや  
資料：〈もっと活用した方がよい多言語情報例：教育分野〉

その2 東京都教育委員会作成の外国人児童・生徒用日本語テキスト  
「たのしいがっこう」

[http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/tanoshi\\_gakko.htm](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/tanoshi_gakko.htm)

01	中国語(PDF:7.56MB)
02	フィリピン語(タガログ語)(PDF:7.60MB)
03	韓国語・朝鮮語(PDF:6.95MB)
04	英語(PDF:7.40MB)
05	スペイン語(PDF:8.11MB)
06	タイ語(PDF:7.04MB)
07	ポルトガル語(PDF:7.44MB)
08	ミャンマー語(PDF:7.96MB)
09	ベトナム語(PDF:7.80MB)
10	モンゴル語(PDF:8.58MB)
11	ロシア語(PDF:7.92MB)
12	ベルジャ語(PDF:7.32MB)
13	アラビア語(PDF:7.96MB)
14	フランス語(PDF:8.00MB)
15	ラオス語(PDF:8.00MB)
16	ルーマニア語(PDF:6.87MB)
17	ネパール語(PDF:8.46MB)
18	ベンガル語(PDF:9.05MB)
19	ヒンディー語(PDF:9.01MB)
20	インドネシア語(PDF:8.89MB)
21	トルコ語(PDF:8.51MB)
22	シンハラ語(PDF:9.03MB)

日本語指導テキスト

たのしい  
がっこう



(中国語)

東京都教育委員会

<目次>	
1. あいさつ と へんじ ( 问候和回答 )	2
2. からだの ちょうし ( 身体状況 )	6
3. たのむとき たずねるとき ( 依頼等询问 )	10
4. がっこうの いきかえり ( 上下学的修正 )	14
5. なかよく あそぼう ( 大家一益 嬉戏玩 )	18
6. もちもの ( 带的东西 )	22
7. わたしの がっこう ( 我的学校 )	26
8. がっこうの いちにち ( 在学校的一天 )	30
9. じかんわり ( 时间表 )	34
10. がっこうの いちねん ( 一年的学校生活 )	38
[しりょう] ( [资料] )	42

Yoku deshimashite.  
よく できましたね。  
很好了。

Ganbarimashite.  
がんばりましたね。  
你很努力。

Moushoshikara ganbaru.  
もうすこしだから がんばろう。  
再接再厉。

Tamen yukuwariyashta.  
たいへん よくなりました。 フェッセン ユウ シン シツ  
非常感谢。

外国人児童・生徒用日本語テキスト「たのしいがっこう」は、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の多様化する言語に対応して日本語指導の充実を図るとともに、学校生活への適応指導にも役立てていくことを目指して、平成5年3月、平成6年3月、平成7年3月及び平成21年3月に発行したものです。外国人児童・生徒が一日も早く学校生活になれるよう、本書をダウンロードするなどして各学校で御活用ください。(東京都教育委員会)

## 提言4 緊急時医療通訳について

緊急時を含めて、予約なしで、いつでも医療通訳を利用できるよう、専門通訳スタッフの養成、公立病院への複数言語の通訳スタッフの常駐、緊急時医療通訳窓口の設置を行う。

### (理由・背景)

○ 現在、神奈川県内では、日本語によるコミュニケーションが難しい人のために、行政（神奈川県と県内自治体）と特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（以下、M I Cかながわと表記）などの協働事業として、医療通訳ボランティアを派遣するシステムを運営している。

この医療通訳派遣システム事業は、2002（平成14）年度に5言語で始まり、通訳派遣数は269件（2002年度）だったが、2005（平成17）年度からは10言語になり、通訳派遣数も年々増えて、2011（平成23）年度には3,112件になっている。

○ 現在の医療通訳派遣の手続きの流れであるが、日本語が不十分な患者が診療を受けるときに医師などが通訳が必要だと判断した場合に、協定医療機関からM I Cかながわのコーディネーターに連絡し、医療通訳の派遣依頼を行う。そしてコーディネーターは、医療通訳ボランティアの登録者の中から希望日時にその協定医療機関に派遣可能な人を探す。その後、協定医療機関と医療通訳ボランティアに確定結果を連絡している。

土曜日や日曜日の派遣も可能であり、またコーディネーターがうまくいけば当日の派遣（例えば、朝に依頼して夕方に派遣）が可能の場合もあるとのことだが、いずれにしても協定医療機関と医療通訳ボランティアとのコーディネーター作業が必要になるため、事前予約をしなければならない。

このように、コーディネーター作業が必要となるため、次回の通訳の予約がすぐに取りれるわけではない。また、初診の場合などは、医療機関（医師等）がその患者と話してみても、通訳が必要かを判断することがある。このため、必ずしも初診時に通訳が派遣されるとは限らず、結果的に通院回数が増えてしまう場合もある。このように、今のシステムでは、患者は医療機関への通訳の相談や日程調整に時間がかかり、精神的にも経済的にも大変であると思う。



○ 日常生活では、誰もが急な怪我や病気になる可能性がある。日本人ならば緊急対応をしてくれる医療機関に行くことができる。しかし、日本語での意思疎通が難しい人たちは、そのような緊急医療機関に行っても、「言葉」という大きな壁がある。また、日本語が上手な知人などに助けをもらうことは可能だろうが、医療用語をふつうの人が通訳することは難しいと思う。患者と医師との間のやりとりを正確に漏れなく伝えなくてはならないのに、伝達漏れやちょっとした通訳の間違いが生じると大きな誤解を招きかねない。

○ 医療通訳ボランティアが経験した、言葉が通じなくて困った外国人の実例としては次のようなものがある。

- ・ 整形外科に通訳ボランティアで行ったとき、足を骨折して手術が必要な人が手術の説明を聞くために通訳を待っていた。骨折だったので、緊急手術というわけではないものの、少しでも早い処置がより早い回復につながるのではないと思われる。
- ・ 「前に受診したときは通訳がいなかった」という患者に対し、「通訳なしにどのようにコミュニケーションをとったのか」と質問したところ、「ポティーランゲージで」という返事だった。それでよかったのだろうか。もし、大事な手術などを要するような緊急な状況でも、通訳なしでよかったのだろうか。

○ 現在の医療通訳派遣システム事業では、通訳スタッフがボランティアで構成されているため、医療機関からの依頼にすぐに応えられず、緊急を要する病気や怪我には対応できないという課題がある。

このような現状を踏まえ、緊急時を含めて、予約なしでいつでも医療通訳を利用できるようなしくみを作ることを提言する。

## （具体的な内容）

（1）専門の医療通訳スタッフの養成

医療通訳派遣システム事業の医療通訳スタッフは素晴らしい実力を持っているが、生活のために仕事を持っていることが多く、緊急時の対応ができない。緊急時の対応のために、ボランティアではない「医療通訳を職業とする専門スタッフ」を養成する。

（2）複数言語の通訳スタッフを公立病院に常駐させる

こうりつびょういん つうやく じょうちゆう よやく えんかつ  
公立病院に通訳スタッフを常駐させることで予約をしなくても円滑  
じゆしん  
に受診ができるようにする。

しよしん ばあい いりょうきかん いしなど かんじゃ はな つうやく  
初診の場合などは、医療機関（医師等）がその患者と話してみても、通訳が  
ひつよう はんだん かなら しよしん じ つうやく はけん かぎ  
必要かを判断するため、必ずしも初診時に通訳が派遣されるとは限らず  
つういんかいすう ふ むだ  
通院回数が増えてしまう。このような無駄をなくす。

### (3) 緊急時医療通訳窓口を設置する

きんきゆう じ いりょうつうやくまどぐち せっち  
複数言語の通訳スタッフが常駐する窓口を設置してトリオホン（三者  
でんわ つうやく きんきゆうたいおう  
電話）による通訳で緊急対応をする。

げんざい たけん でんわ いりょうつうやく おこな でんわ  
現在、他県では電話による医療通訳を行っているところがある。電話で  
しやしん ず せつめい かないという課題もあるが、現状に比べれば一  
ぼ ぜんしん おも  
歩前進になると思う。

- 医療通訳を職業とする専門スタッフの養成や公立病院に専門通訳を  
じょうちゆう がいこくせきけんみん いりょうきかん てきせつ  
常駐させることは、外国籍県民だけではなく、医療機関にとっても適切な  
しんりょう おこな うえ  
診療を行う上でメリットがあると思う。

また、緊急時は窓口での電話による通訳、それ以外の場合は常駐ス  
キんキゆう じ まどぐち でんわ つうやく いがい ばあい じょうちゆう  
タッフによる通訳にするなど、もっと円滑に医療通訳が使えるようなシステ  
つうやく えんかつ いりょうつうやく つか  
ムになることを望む。  
のぞ

### (その他、医療通訳に関連して話し合った内容)

- 医療通訳派遣システム事業のPR

いりょうつうやく はけん じぎょう  
医療通訳派遣システム事業が始まった2002年当時の通訳件数は269件だ  
いりょうつうやく はけん ねんとう じ つうやくけんすう けん  
ったが、2011年には3,112件に増加しており、このシステムは多数の人に知  
ねん けん ぞうか たすう ひと し  
られるようになってきている。また、医療通訳ボランティアとして活動する中  
いりょうつうやく かつどう なか  
でも、担当した患者から「助かった、感謝する。こういうシステムがあつて  
たんとく かんじゃ たす かんしゃ  
とても良かった」という声をよく耳にする。しかし、同時に「今まで、こ  
よ こえ いま どうじ いま  
ういうシステムがあるのを知らなかった」と言われることも多い。どのよ  
うに素晴らしいシステムがあつても、存在を知らなければ、医療機関に利用  
すば ほんざい し いりょうきかん りよう  
したいという相談もできないので、更なるPRが重要である。  
そうだん さら じゅうよう

- 多言語医療問診票など、非常時に使える情報の活用PR

たげん ごいりょうもんしんひょう ひじょうじ つか じょうほう かつよう  
日本語の話せない人が、病気や怪我の症状を医師に説明する手助けと  
にほんご はな ひと びょうき けが しょうじょう いし せつめい てだす  
なるよう、特定非営利活動法人国際交流ハーティ港南台が作成した診療科  
とくていひえいりかつどうほうじんこくさいこうりゅう こうなだい さくせい しんりょうか  
べつ たげん ごいりょうもんしんひょう にほんごへいき ほうじん こうえきざいだんほうじん りよう  
別の多言語医療問診票（日本語併記）が、この法人や公益財団法人かなが

国際交流財団などのホームページに掲載されている。また、医療機関（医師）によっては診療診断結果の多言語説明文を持っている場合もある。これらの医療関係の多言語資料がもっと活用されるよう情報発信することが重要である。

○ 通訳が医療機関に常駐するためのアイデア

どの言語の患者がいつ来るかわからないという状況では、通訳を常時雇用しておくことは、医療機関にとって財政的に難しいことが予想される。

このため、近年、韓国で取り組んでいるような医療観光<sup>1</sup>の事業を進めて医療通訳の需要を一定以上発生させることができれば、医療通訳の常駐が可能になるのではないかというアイデアが検討の過程で出された。

ただし、その場合であっても、在住する外国籍県民などの負担が過度に増えないようにしなければならない。そのためには、全国的な医療・健康保険制度において、医療通訳のしくみを制度化することが大前提だと考える。また、これまで神奈川県内で培われてきたMIC<sup>1</sup>かながわと関係機関との協働の関係や、外国籍・日本国籍を問わず医療通訳スタッフとして、主体的に携わり、ともに日本語に困っている患者を支えている今のしくみを、単なる産業に変えてしまうことは避ける必要があると考える。

<sup>1</sup> 医療観光とは、居住国とは異なる国や地域を訪ねて医療サービス（診断や治療など）を受けることで、観光やショッピング等と組み合わせて行われる場合がある。

## 提言5 外国籍県民が福祉・介護分野で活躍できるような支援について

外国籍県民が介護職に円滑に就けるよう、介護の専門用語やレポート等の報告の仕方を学べる講座、就職セミナー、面接会などを継続的に実施できるようなしくみづくりを行う。

また、在職中も、外国籍の介護職向けの情報交換や勉強会などの場を設けることにより、スキルアップを図り、よりよいサービスの提供ができるようにする。

### (理由・背景)

- 日本は高齢化が加速している。神奈川県でも1990年には65歳以上の人が全体の8.9パーセントだったが、2010年には20.2パーセントに上昇している。神奈川県の人口推計<sup>1</sup>では、この割合が2025年には26パーセント程度に達すると見込まれている。

また、県内の外国人登録者数は、約20年前の1990年末には約7万7千人だったが2011年末には16万人を超えており、定住する人も増えている。また、65歳以上の外国人登録者数は1990年末の約4千人に対して2011年末は8千人を超えている状況であり、今後も外国籍県民の高齢者は確実に増えていくと思われる。

- 高齢化の進展に伴い介護職の人材は増えているが、現状でも福祉施設やデイケアサービスセンターの中には職員が不足しているところも多い。今後、超高齢社会へ移行していくと、介護職の需要はますます高まっていくと予想される。

その中でも、外国籍の高齢者については、母国の言葉や文化・習慣を尊重した介護が大切だと思う。その点では、外国籍県民が介護職員となり日本人と一緒に支えていくという視点が必要だと考える。

<sup>1</sup> 神奈川県「かながわグランドデザイン基本構想」（2012年3月）

○ 外国籍県民の中には、福祉・介護分野で介護職員として働きたいと、訪問介護員養成研修2級課程(通称は、ホームヘルパー2級研修<sup>2)</sup>)を受講しているが、この課程を修了しても、介護職になかなか就けない現状がある。

これは、日常生活での会話や読み書きには問題がない人にとっても、介護の専門用語は難しいためと考えられる。さらに、日本の介護のやり方や施設・病院での1日の流れなどの知識・経験が少ないので、ホームヘルパー2級研修の受講や本などに頼る自習だけでは、介護職に求められている仕事の内容が直感的には理解できないためと思われる。

例えば、食事介助とは、利用者の食事のときに「食べてもらう」介助だ  
と理解はできていて、さらに研修で食べさせ方の実習はしていても、実際の現場では「食事を運搬し、利用者の体勢の整え、食事の介助をし、食後の歯磨きを手伝い、食器を回収する」ところまで全体を指す場合があることは、丁寧な説明がないと分からない。

また、毎日のレポートについても、日本語の読み書きはできても、どのようなポイントを重視しながら書けばよいのか、また、過去の記録を読んで何を把握すべきかは、練習しながら学ばないと分からないことが多い。

さらに、子育てが一段落したり離婚等を契機に初めて就職をしようとする外国籍県民にとっては、日本の就職活動のやり方を知らないで、一般常識やマナーだと言われてしまう履歴書の書き方や面接での対応方法が分からず、せっかくの就職の機会を失ってしまうことも少なくない。

このため、外国籍県民にとっては、ロールプレイングや実際に書類を書いてみるなど実践的な研修が大変有意義である。

○ このように、外国籍県民には、専門用語などの日本語の力や日本の就職活動のやり方への理解という点では課題を抱えている人もいるが、この人たちの中には、母国では多世代・大家族で生活してきたため、高齢者を敬い手助けをするのは当たり前だという文化的背景をもっている人も少なくない。このような資質を役立てて、介護職として福祉・介護分野で活躍できるようにすることは、外国籍県民、人手がほしい介護現場の双方

<sup>2</sup> ホームヘルパー2級の研修は、国が決めた科目(講義、演習、実習)のすべてを受講すれば、その講座を実施した機関(専門学校、社会福祉協議会、自治体など)から修了証をもらうことができる。このため受講者は、訪問介護、生活介護、身体介護などの必要な知識を得て、修了証をもらった後に介護の仕事に就くことを目指している人が多い。

にとっても有意義だと思<sup>おも</sup>う。

- 県<sup>けん</sup>では公益社<sup>こうえきしゃ</sup>団法人<sup>だんぽうじん</sup>横浜市<sup>よこはまし</sup>福祉<sup>ふくし</sup>事業<sup>じぎょう</sup>経営者<sup>けいえいしゃ</sup>会<sup>かい</sup>とともに、介護<sup>かいご</sup>職場<sup>しょくば</sup>への就<sup>しゅう</sup>職<sup>しょく</sup>相談<sup>そうだん</sup>や、専門<sup>せんもん</sup>用語<sup>ようご</sup>や介護<sup>かいご</sup>のやり方<sup>かた</sup>の研修<sup>けんしゅう</sup>、就<sup>しゅう</sup>職<sup>しょく</sup>説明<sup>せつめい</sup>会<sup>かい</sup>などに取<sup>と</sup>り組<sup>く</sup>んできた<sup>こと</sup>だ<sup>が</sup>、今<sup>こん</sup>後<sup>ご</sup>も、このよう<sup>こま</sup>なきめ細<sup>し</sup>かい支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>を継<sup>けい</sup>続<sup>ぞく</sup>でき<sup>る</sup>よう<sup>な</sup>しくみづくりが<sup>たいせつ</sup>大切<sup>おも</sup>だと思<sup>おも</sup>う。

また、職場<sup>しょくば</sup>の介護<sup>かいご</sup>職員<sup>しょくいん</sup>には外国<sup>がいこく</sup>籍<sup>せき</sup>の人<sup>ひと</sup>は少<sup>すく</sup>ない。一<sup>ひとり</sup>人<sup>にん</sup>か数<sup>すう</sup>人<sup>にん</sup>だと思<sup>おも</sup>われ<sup>る</sup>。このため、就<sup>しゅう</sup>職<sup>しょく</sup>後<sup>ご</sup>も、介護<sup>かいご</sup>知識<sup>ちしき</sup>・技<sup>ぎ</sup>術<sup>じゆつ</sup>の習<sup>しゅう</sup>得<sup>とく</sup>や、別<sup>べつ</sup>々<sup>べつ</sup>の職<sup>しょく</sup>場<sup>ば</sup>で働<sup>はたら</sup>いて<sup>いる</sup>仲<sup>なか</sup>間<sup>ま</sup>との情<sup>じょう</sup>報<sup>ほう</sup>交<sup>こう</sup>換<sup>かん</sup>の場<sup>ば</sup>を設<sup>はか</sup>けること<sup>が</sup>で<sup>き</sup>る<sup>こと</sup>と考<sup>かん</sup>え<sup>る</sup>。

## 提言6 インドシナ難民定住者のコミュニティ活動への支援について

県内に多く在住しているインドシナ難民定住者が抱える生活上の課題を解決するため、難民定住者が地域のコミュニティの中で相談し合えるようなしくみづくりについて支援を行う。

### (理由・背景)

- 外国籍県民は、日本の地域社会でくらししていく中で、日々、様々な問題に直面しているが、特に、神奈川県に多数生活しているインドシナ難民出身者にとっては課題が多い。
- 2011年3月末現在、神奈川県内には3,571人のインドシナ難民が定住しているが、これは、全国9,803人の約三分の一であり、都道府県の中で最も多い<sup>1</sup>。  
神奈川県内には、大和市南林間に1980年2月から1998年3月まで財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（2012年4月1日付けで公益財団法人に移行）により大和定住促進センターが開設されていた。インドシナ難民は、ここで基礎的な日本語を約4か月学んだ後、日本での生活に必要なルールや習慣を学ぶ社会生活適応訓練を約1か月受講し、その後、職業斡旋を受けて、定住者の在留資格で生活を始めた。神奈川県内にインドシナ難民が多いのは、この定住促進センターがあったこと、そして、大和市が位置する県央地域に就職先が多かったことなどが理由と考えられる。
- インドシナ難民は、日本語の習得が不十分であることや、難民として祖国を逃れてきたことから生じる困難を抱えており、それが定住開始から最長で34年を経た現在においても生活全般にわたる課題へとつながってしまっている。
- インドシナ難民の受入れの初期（1978年頃）に日本に入国した世代は祖国で教育を受けられていた人が多いが、政変や内戦の時代に学齢期を迎

<sup>1</sup> 公益財団法人アジア福祉教育財団調べ <http://www.rhq.gr.jp/japanese/know/ukeire.htm>

えた人たちの中には、教育を受ける機会を失ってしまった人が多い<sup>2</sup>。難民キャンプでの国連からの主な支援は食糧援助のみであり、親たちも子どもたちの教育を考える余裕などはない生活だった。このため、長期にわたって難民キャンプに滞留していた人は、母語の読み書きができない人が多い。

学校教育の未経験者にとって、新しいことを勉強することは大変であり、母語の学習はもとより、日本語の習得は更に苦労が大きい。また、日本で新たな生活を始めるには働かなければならず、日本語学習を続けることは極めて難しかった。

- 母語の読み書きや日本語の習得が不十分であることは、知識の積み重ねができないことにつながってしまい、他の理由で来日した外国人に比べて日本で生活する上で必要な知識が不足している人が少なくない。また、必要な情報はどこで得られるかという方法・手段も分からず、生活上の課題がなかなか解決に結びつかない。

言葉などの問題から、仕事も臨時雇用の生産現場で働く人が大半であり、職域の拡大や待遇面の改善を図ることが難しい状況にある。また、親が日本の教育制度が理解できておらず、子どもの進学・受験への準備ができない人が多い。医療面では、問診表への記入や診察時の医師との応答、薬局での薬の説明を理解するのもにも困難を感じている。

- インドシナ難民は、日本政府発行の渡航証明書は持っているものの、旅券（パスポート）や自らの身分を証明する書類もなく祖国を離れた人が大半であるため、婚姻や子どもの出生、日本への帰化申請など人生の節目に当たって、必要な書類の入手や手続きがどうしても複雑になってしまう。

日本政府による渡航証明書、難民事業本部が発行する定住経歴証明書、国連高等弁務官事務所（UNHCR）が作成した難民キャンプ入所時のバイオデータ（面接記録）が入手可能である場合は、そのコピーを書類の資料として提出すれば、多くの場合、比較的手続きは円滑に進む。また、それらの書類がない場合でも、その理由を説明した陳述書をきちんと書ければ、手続きを行うことは可能である。難民事業本部は相談に対応しており、ま

<sup>2</sup> 例えば、カンボジアの人口センサスによると、1998年現在の54歳以下の識字率は60パーセント以上だが、55-64歳は43.78パーセント、65歳以上は30.45パーセントである。

総務省統計局「カンボジア2008年人口センサス確報結果報告書全国編統計表」

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/cambodia/final.tb.htm>



た、インドシナ難民の支援を行っている特定非営利活動法人かながわ定住難民援助協会では、弁護士から入国管理局等への申請書類の作成についてアドバイスを受けられる。

しかし、そのような情報を知らずに、あるいは相談することを躊躇してしまい、困惑と困難に陥ったままの人は多い。中には、書類を揃えられなくて婚姻届を何年も保留にしていたり、帰化申請に数年かかって結局帰化をあきらめてしまう人もいる。日常的な手続きにおいても相談の窓口が分からないために問題を抱えたままの人も多い。

- このように、インドシナ難民定住者は、一般の外国籍県民と比べ様々な理由で大変厳しい生活環境に置かれているが、正月行事などで難民定住者が集まり、情報交換をしてお互いに支えあってきた。

また、コミュニティの中で日本語が少し上手に話せる難民定住者が通訳をして、入国管理局や法務局などへの各種申請手続きに同行したりしている。しかし、経緯や理由を正確かつ丁寧に書く必要がある陳述書を日本語で書くレベルまでは至っていない。難民定住者は、コミュニティ活動を通じて日々努力してきたが、自分たちの文化がなくならないようにするのがやっとなであり、抱えている生活上の課題を解決するような活動までできていないのが現状である。

- 神奈川県内には、カンボジア、ベトナム、ラオス出身者のコミュニティがある。独自の拠点をもっているところもあるが、ない場合は個人の自宅や相談等に対応せざるを得ない。

インドシナ難民定住者の抱える問題を自分たち自身で解決していくには、難民定住者が地域のコミュニティにおいて相談・支援しあえるような活動を行うための環境整備が必要不可欠である。支援者の協力も得ながら、必要な情報を収集したり、十分な知識の蓄積をもった人材を育成していくなどコミュニティ活動の強化を行うことが必要である。

インドシナ難民定住者の活動拠点や財政基盤の確保、人材育成を行い、また、他の外国籍コミュニティの経験を学び、さらに、行政やNPOなどとの情報交換も密にすることで、難民定住者コミュニティの力を高めていければよいと考える。そうすれば、将来的には、日常生活上の問題もコミュニティに相談することで迅速な解決につなげていくことも可能になると思う。

資料1 インドシナ難民について

1975年のベトナム戦争終結後、インドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）では相次いで政変が発生し、新しい体制に移行した。しかし、新たな社会主義体制の下で、迫害を受けるおそれや、国の将来に不安を抱く人々が続出し、小舟でベトナムを脱出した人々（ボート・ピープル）や、陸路でタイ領に逃れたラオスやカンボジアの人々（ランド・ピープル）が発生した。これらの人々を総称してインドシナ難民という。

日本におけるインドシナ難民の受入れは2005年度まで行われたが、2005年12月末までの定住許可数<sup>3</sup>は、11,319人（ベトナム8,656人、ラオス1,306人、カンボジア1,357人）である。

資料2 インドシナ難民定住者の相談内容について

- 公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部による相談の状況  
厚木市内の神奈川県の施設において、神奈川県内在住のインドシナ難民定住者のための相談を週1回実施している。2011年度の相談件数は220件であり、内訳は、くらし一般（76件）、婚姻・国籍関係（57件）、入国関係（26件）、医療・福祉・年金関係（25件）などとなっている。

なお、神奈川県内では、このほかに難民事業本部が横浜市泉区役所内において区内在住のインドシナ難民のための定住相談を実施している。

- 特定非営利活動法人かながわ難民定住援助協会による法律相談の状況  
インドシナ難民定住者が、機会あるごとに連携を取っている大和市内にある特定非営利活動法人かながわ難民定住援助協会では、インドシナ難民定住者を主な対象として月1回の法律相談（予約制で、相談者が協会の事務所に来所する）を実施している。

2011年度の相談は500件以上あり、内訳は、交通事故の治療や雇用関係を含む保険会社との折衝、書類作成、関係機関への付添いなどが最多で、次いで日本語ボランティア教室紹介と案内となっており、その両方で相談の三分の二（336件）を占めている。それ以外には、在留資格に関する入国管理局関係の手続きや付添いの相談（130件）、その他（教育、雇用、婚姻）の相談（40件）となっている。

<sup>3</sup> 法務省資料 <http://www.rhq.gr.jp/japanese/know/ukeire.htm>  
公益財団法人アジア福祉教育財団ホームページ掲載

## (4) 教育部会からの提言

### 【提言の背景、経緯】

教育部会では、委員の経験や日頃から持っていた問題意識を出し合いながら議論を重ねてきました。

部会のメンバーには、日本（公立）の学校の卒業生あるいは子どもを通わせている人、また、外国人学校の卒業生あるいは子どもを通わせている人がいました。

議論に際して、子どもたちが自分らしくいられる心を育てていく教育が大事だということを、皆の共通認識としました。外国にルーツをもつ者として、日本での生活の中で様々な経験をしてきた私たち委員にとっては、アイデンティティの確立に大きく影響を与える教育の問題は、他人事ではないのです。そのような思いから、部会名は、これまでの「教育文化部会」から「教育部会」としました。

提言は、学校と地域の両面からのアプローチを試みました。この提言を協議しながら感じたことですが、外国につながる子どもたちの現状がどうなっているのか、しっかり調査してもらうことが大切だと思いました。県と市町村という行政の所管が違っていると、あるいは市町村ごとに、施策や対応が異なるので、県の役割として今後、現状把握を定期的に行うことが、子どもたちにとってよりよい取組みにつながっていくと思います。

教育は、一時的なものでも断片的なものでもなく、継続的に行われなければなりませんし、緊急を要する場面も多々あります。いつの時代においても、子どもたちは未来であり希望です。そんな子どもたちが、日本、神奈川県に住みながら、外国につながっている自分のアイデンティティに自信をもち、堂々といられるような環境づくり、居場所づくりをすることは、社会の責任であり、また、私たち外国籍県民の役割でもあると思っています。

教育部会では、委員がふだんから携わっている活動だけではなく、調査も行いました。国際理解教育については、いくつかの所に電話などで聴き取りました。また、外国につながる児童・生徒への学習サポートについては、川崎市総合教育センターを訪ねて、川崎市立の小・中学校における取組みについて話を伺いました。外国人学校については、サンモール インターナショナルスクールに足を運びました。また、委員は、市民団体「あーす ネットかながわ」が主催したブラジル人学校訪問や、市民団体「外国人学校ネットワークかながわ」が主催した朝鮮学校訪問にも参加しました。

きょうぎ かいぎ じかん た じしゆてき あつ よ び かいぎ ふくすうかいさい  
協議は、会議の時間だけでは足りず、自主的に集まる予備会議を複数開催し  
ねっしん おこな  
て熱心に行いました。

きょういく かん か だい もんだい ふくざつ ていげん じつげん わずか  
教育に関する課題は、問題が複雑で、提言の実現がなかなか難しいこと  
おも  
もあると思われませんが、外国籍県民が当事者として提言を出し続けることで、  
つぎ  
次につながる一歩になればと思います。

## 提言7 国際理解教育について

- 1 国際理解教育を県内全小学校に拡充させる。
- 2 国際理解に関する学習を行う際には、単なる外国語の学習ではなく、諸外国の生活習慣、文化などに興味と関心を持ち、体験や調査活動などを通じた幅広い学習を展開するようにする。
- 3 県教育委員会などが主導し、外国につながる児童・生徒が在籍する学校の教員への研修を設けることにより、外国につながる児童・生徒に対して教員が適切な指導を行えるようにする。

### (理由・背景)

- 国際理解は、小学校の「総合的な学習の時間」で取り上げる項目になっているが、必須項目ではないため、一部の小学校では国際理解の項目が採用されていない。  
現代社会は、国際競争が加速しているが、一方で、異なる文化との共存や国際協力の必要性が増大している。このような状況においては、県内の全小学校で国際理解教育を行うべきだと考える。
- これまで、自治体によっては、小学校の国際理解に関する学習の一環として、外国語に関する教育が行われていたが、外国語教育のみに重点を置くことは、国際理解教育としてふさわしい学習とは言えない。特に、2011（平成23）年度からは、全国的に、小学校5学年と6学年の授業に「外国語活動」の時間が新たに設けられたので、「総合的な学習の時間」においては、多文化共生の視点を含めたより幅広い国際理解の学習に取り組むべきである。
- 多文化を教える国際理解教育の一例をあげると、外国につながる児童・生徒<sup>1</sup>の保護者や外国籍県民を講師などで参加させ、話を聞いたり、映像や写真を見たり、料理を作ったりすることで、それぞれの生活習慣や文化を

<sup>1</sup> 「外国につながる児童・生徒」とは、外国籍を含む、外国にルーツ・血縁関係をもつ児童・生徒のこと。

たいけん りかい ふか たいけん みずか せいかつ くら  
体験し、理解を深める。そして体験したことを自らの生活と比べ、クラス  
ぎろん はっぴょう とお こくさいしゃかい たようせい にんしき ほばひろ がくしゅう  
での議論や発表を通して国際社会の多様性を認識しながら幅広く学習を  
てんかい じゅうよう  
展開することが重要である。

- こくさいり かいきょういく たんどう きょういん にんしき  
国際理解教育は、担当する教員がどれだけそれを認識しているかで、  
ないよう ふか おお さゆう にほんしゃかい がいこくじん ふ がっこう がいこく  
内容と深さが大きく左右される。日本社会に外国人が増え、学校にも外国に  
つながりのある じどう せいと ふ かれ せいかつしゅうかん ちが にほんご  
児童・生徒が増えている。彼らは生活習慣の違いや日本語  
りよく おと がっこうせいかつ こりつ  
力が劣ることで、学校生活で孤立してしまうことがある。  
きょういん けんしゅう きかい とお ひろ しや も こくさいり かい い  
教員は、研修<sup>2</sup>などの機会を通して、広い視野を持ち、国際理解への意  
しき たか がいこく じどう せいとひとりひとり じったい  
識を高めるべきである。また外国につながる児童・生徒一人一人の実態を  
はあく かれ じしん ほこ も がっこうせいかつ おく  
把握し、彼らが自信や誇りを持って学校生活を送れるようにすべきである。  
どうじ にほんじんじどう せいと いぶんか りかい たが そんなちやう あ きょう  
また同時に、日本人児童・生徒にも異文化を理解させ、互い尊重し合う教  
いくげん ば つく こくさいり かい ふか こくさいしゃかい つう にんげん いく  
育現場を作り、国際理解を深めるとともに、国際社会に通じる人間として育  
せい じゅうよう  
成することも重要である。

---

<sup>2</sup> していと しおよ ちゅうかくし よこはまし かわさきし さがみはらしおよ よこすかし こうりつ しょう  
指定都市及び中核市(つまり、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)にある公立の小・  
ちゅうがっこう きょういん かくし きょういくいいんかい た しちょうそん けん きょういく  
中学校の教員については各市の教育委員会が、その他の市町村については県の教育  
いいんかい きょういんけんしゅう きかく じっし おこな  
委員会が、教員研修の企画と実施を行っている。

## 提言8 外国につながる児童・生徒への学習サポートについて

- 1 公立の小・中学校の国際教室の担当教員を対象とする定期的な研修制度を取り入れ、外国につながる児童・生徒たちが学校で生活しやすい環境づくりを目指す。
- 2 母語学習支援サポーターによる外国につながる児童・生徒への学校での学習支援の時間制限をなくし、児童・生徒が学校生活に一日も早く順応できるように学習環境の改善を図る。

### (理由・背景)

- 神奈川県内の「日本語指導が必要な外国人児童生徒」の人数は、公立小学校 1,804人、公立中学校 792人とのことである<sup>1</sup>。  
今後、ますます増える外国につながる児童・生徒への教育問題がクローズアップされる中、特に子どもへの日本語指導や学習支援が重点課題として取り上げられることが想定される。  
現在、神奈川県内の学校の中には、国際教室の設置や学習支援サポーターの派遣が行われているところもある。また、学校の外の取組みとしては、例えば国際交流ラウンジによる学習支援教室などの支援が実施されている。  
これらを利用することで、学習を支援するシステムとしては整っているように思われるが、学習の習得率や効果で見ると、見直す点があると思われる。
- いろいろな経緯で来日した子どもたちは、様々な問題を抱えている。授業についていられない子どもはもちろん、日本語学習に課題を抱えた状態で進学に臨まなければならないこともある。さらに、異なる文化的な背景や習慣を持つ子どもたちに対しては、学習支援という一言では括れないサポートが必要である。母国から日本に呼び寄せられた子ども、同様に、帰国・転校を余儀なくされる子ども、つまり、親の都合により移動せざるを得ない子どもは、孤独になりやすく、悩みを抱えやすい。学校生活

<sup>1</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査(2010(平成22)年度)」結果

えんかつ すす こ よ そ しえん たいせつ  
が円滑に進むよう、子どもたちに寄り添った支援することが大切である。

## ぐたいてき ないよう (具体的な内容)

### ていげんないよう 提言内容 1 について

○ 現在、国際教室の担当教員を配置する際には、国際教室運営の経験や特別な資格等は問われていない。特に初めて担当になる教員は、これまでの教室運営のノウハウや他の事例を学びつつ、様々な児童・生徒の課題に対応しているのが現状だと思われる。

試行錯誤を重ねながらも頑張って教室運営に携わっている学校が多いのだろうが、仮に国際教室の担当教員が外国籍児童・生徒に対応できる資質がない場合には、どのような指導や教育を行ってよいか分からない。ひどい時には、教員が子どもへの日本語指導を諦めたり、個人の意味を押し付けたり、偏見やいじめの解決ができなかったりして、子どもが国際教室へ行きたがらなくなるケースもあるようだ。また、子どもだけではなく、母語が分かる学習支援ボランティアとの調整や学習支援の時間割づくりが上手くできない場合もあるとの話も聞く。ごく少数の事例だと信じたいが、このようなトラブルが生じてしまうと、国際教室の活動に支障が出てしまうことが懸念される。

外国につながる児童・生徒を適切に受け入れる環境づくりを行うために、教育行政が指導的役割を果たすべき場面は多いと考える。国際教室の運営・工夫が問われていると思われる。担当教員に対して採用面接制あるいは、養成講座や定期的な研修制度などを導入し、見識を高めて、外国籍を含めた外国につながる児童・生徒への心理的サポートも行えるように準備する必要がある。

○ また、国際教室の場だけでなく、学校全体で、外国につながる児童・生徒にとっても学校が居心地のよい場所となるような環境づくりを目指すべきである。そのためには、外国につながる児童・生徒への支援に携わる機会の多い、クラス担任、校長、副校長(教頭)、保健室の養護教員などを中心とした教職員が率先して、児童・生徒の文化的背景を理解した上で、日本での生活の仕方などを教えるといった、双方向のコミュニケーションを図ることが大切だと考える。



## 提言内容2について

- 現在、神奈川県内における外国につながる児童・生徒たちの学習支援の取り組みは各市町村教育委員会で行われている。支援の一環として、学校へ母語サポーターを派遣していることが多い。

しかし、子どもの学習進度はまちまちであり、限られた時間と限られた回数では、支援の役割を果たす前に期限が終了してしまう。その結果、その後の学習意欲が低い状態に陥ることになる。生活言語は1～2年での取得可能だと言われているが、学習言語の取得には5～7年かかると言われており、長期間の支援が必要である。

また、ネイティブの学習支援サポーターにとっても、日本に来たばかりの児童・生徒については、学校生活の様々な場面での支援が必要となるため、現状の派遣時間では、本来の学習支援にはとても対応しきれない、見切れない状況である。

- 学校における学習支援においては、子どものレベルアップが図れるように、ネイティブのサポーターが携われる時間をもっと増やすことにより、児童・生徒の学習意欲を高め、学力向上を目指し、また一日も早く学校生活に馴染めるようにすることが重要だと思ふ。

## 提言9 外国人学校へのサポートについて

- 外国人学校への助成を引き続き充実させる。
- 外国人学校・行政・民間のネットワークを構築し、情報提供や支援ができる体制をつくる。
- 税制上の優遇措置対象などにみられる外国人学校への制度上の差別を是正するよう引き続き国に要請を行う。

### (理由・背景)

- 外国につながる子どもたちが初等・中等教育を受ける場合、様々な理由によりいわゆる外国人学校、民族学校、国際学校などを選択する場合がある。
  - ※ 本提言では外国人学校、民族学校、インターナショナルスクールを総称して「外国人学校」とする。
- 日本人の子どもたちは、公立の小・中学校での無償の義務教育が保障され、私立学校に入学した場合は私学助成が手厚くなされている。しかし、外国籍や外国にルーツを持つ親が、自分の子どもへの母語・継承語と母国の文化・複数の文化の継承を願って、子どもを外国人学校へ入学させた場合には、ほとんどの公的措置から見放されてしまう。
- 日本が締結している国際人権条約では自由規約第27条と社会権規約第13条で、また、子どもの権利条約（児童の権利条約）第30条、人種差別撤廃条約第2条第2項において、外国人・民族的マイノリティの「教育への権利」を明文で保障している。これらの規定は、外国人・民族的マイノリティがみずから外国人学校を設置・運営して継承語教育・継承文化教育を行う自由、外国人・民族的マイノリティの保護者が子どもの教育の内容を優先的に選択する自由をも保障していることをあらわしている。
- この自由を実質的に保障するために、政府と地方自治体には、外国人学校を制度的に差別しないこと、少なくとも一般の私立学校と同等の公的補助を含む保護を与えることが要請されている。

○ 現在、神奈川県内には、各種学校の認可を受けた外国人学校が 11校と、認可を受けていない外国人学校が数校ある。外国人学校は、外国につながる子どもたちが継承文化を学び、母語・継承語などを身につけ自己のアイデンティティを保持できる場であり、「心の居場所」としてもなくなくてはならない存在意義がある。また、彼らの不就学や不登校を防ぐという積極的な役割を果たしている。

○ 外国人学校は各種学校として認可されていても、日本の学校（いわゆる一条校<sup>21</sup>）と比べて、上級学校への受験資格、助成金の額、寄付金に対する税制上の優遇措置の不適用、さらに高校授業料無償化の制度の不適用など様々な差別がなされている。一条校でないゆえに、学校給食や学校保健、学校保険などからも除外され、同じ地域にすむ子どもたちなのに、同じ栄養状態、健康状態が保障されないという問題や各種の奨学金制度の対象からも除外されているという問題もある。

○ 無認可の外国人学校の現状はさらに厳しい。(1) 地方自治体からの補助金がない (2) 授業料には消費税が課せられる (3) 学校に対する寄付金について税制上の優遇措置を受けられない（この点は各種学校と同じ）(4) 通学定期券の対象とならない (5) 各種スポーツ大会への参加もできないなど、学校運営には多くの困難な問題が生じている。

○ このような外国人学校をめぐる諸問題が生じる根本的な要因は、日本の現行教育法制上、外国人学校が正規の教育機関として位置づけられていないことに求められる。国においては外国人学校のカテゴリーを新設し、学校教育法上、一条校に準ずる正規の教育機関として位置づけることを望む。また、県においては外国人学校振興ための義務を課すとともに、外国人学校について、助成金や認可基準を緩和するなど、あらゆる場面で一条校に準じた取扱いを行うことを望む。

<sup>21</sup> 一条校とは、学校教育法第1条に規定されている学校のことで、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校のこと。

○ 外国人学校への支援を行う上で緊急に取り組むべき課題は、外国籍および外国につながる子どもたちの「就学／不就学」の実態調査を外国人学校を含め総合的かつ継続的に行うことだと考える。岐阜県可児市が実施したように市町村の教育委員会、NGO・NPOなどと協働した実態調査や支援に向けた行政と民間の連携が必要である。

○ 行政からの外国人学校への情報提供も緊急的な課題である。災害時の避難や感染症対策など、外国人コミュニティにおける外国人学校の役割は大きい。学校を通じれば、少なくとも子どものいる家庭への情報提供はかなり効果的であるはずだが、こうした周知を行政のどの部署が所管するのか明確になっていない。市民団体「外国人学校ネットワークかながわ」などが情報提供などの支援を行っているが、このこと自体が外国人学校の不安定な処遇を象徴している。

○ 特に無認可の学校に対して、通訳付きで各種学校制度とその申請手続きの説明会を行うことや、休廃校になっている公立学校の校舎・校庭の無償貸与、日本語講師の派遣などの実質的な支援を行うことを望む。地域において行政と民間が連携し協働して外国人学校をサポートできるようにすることが最も望ましい。

じゅうけんきやく しみんてきおよ せいじてきけんり かん こくさいきやく  
○自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）

だい じゅう  
第27条

しゅぞくてき しゅうきょうてきまた げんごてきしゅうすうみんぞく そんざい くに どうがいしゅうすうみん  
種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族  
ぞく ぞく もの しゅうだん た こうせいいん じこ ぶんか きょうゆう じこ  
族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己  
のしゅうきょう しんこう じっせん また じこ げんご しょう けんり ひてい  
の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

ちゅう 1 : 「国際人権B規約」と呼ばれることもある。

2 : 日本は1979年6月21日に批准。

しゃかいけんきやく けいざいてき しゃかいてきおよ ぶんかてきけんり かん こくさいきやく  
○社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）

だい じゅう  
第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約  
こく きょういく じんかく かんせいおよ じんかく そんげん いしき じゅうぶん はったつ  
国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を  
しこう なら じんけんおよ きほんてき じゅう そんちょう きょうか どうい  
指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。

さら ていやくこく きょういく もの たい じゅう しゃかい こうかてき さんか  
更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加  
しよこくみん あいだおよ じんしゆてき しゅぞくてきまた しゅうきょうてきしゅうだん あいだ りかい  
すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、  
かんようおよ ゆうこう そくしん なら へいわ いじ こくさいれんごう かつどう  
寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を  
じよちょう かのう どうい  
助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のこと  
みと  
を認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする  
しやうきょういく ぎむてき もの たい むしょう  
こと。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）  
しゅじゅ けいたい ちゅうとうきょういく ぎじゅつてきおよ しよくぎょうてきちゅうとうきょういく ふく  
は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入に  
てきとう ほうほう とく むしょうきょういく ぜんしんてき どうにゆう  
より、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与え  
いっばんてき りやうかのう もの たい きかい あた  
られるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的  
こうとうきょういく てきとう ほうほう とく むしょうきょういく ぜんしんてき  
な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与え  
どうにゆう のうりよく おう もの たい きんとう きかい あた  
られるものとする。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了し  
きそきょういく しやうきょういく う ものまた ぜんかてい しゅうりやう  
なかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な  
だんかい がっこうせいど ほってん せつきよくてき ついきゅう てきとう  
奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善する  
しょうがくきんせいど せつりつ およ きょういくしよくいん ぶっしつてきじやうけん ふだん かいぜん  
こと。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

注 1 : 「国際人権A規約」と呼ばれることもある。

2 : 日本は1979年6月21日に批准。

### ○児童の権利条約 (児童の権利に関する条約)

#### 第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

注 1 : 一般に「子どもの権利条約」と呼ばれることもある。

2 : 日本は1994年4月22日に批准。

### ○人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

#### 第2条

##### 1 (略)

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

注 : 日本は1995年12月15日に加入。

## 2 提言以外で協議・提案された意見

### ○ 在留資格の手続きについて

日本語の理解が十分でない外国人にとってより易しい在留資格の手続きが求められている。

そのためには、法務省入国管理局の外国人在留総合インフォメーションセンター（相談窓口）の充実・増設が必要である。特に、相談窓口の職員には、法律の専門性や多言語での対応が必要であるが、現状は十分とは言えない。

また、在留資格と外国人登録の管轄が法務省入国管理局と市町村と別々になっているため、手続きの手間と負担が大きいため、これらの申請の簡略化を求めたい。

### (経緯)

この意見は、会議、特に社会部会の協議において、議論を重ねてきたものの、最終的な提言としてとりまとめができなかった内容です。

大きな理由としては、2009年の通常国会において「出入国管理及び難民認定法」（入管法）、「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」（特例法）の一部を改正する法律が可決・成立し、同年7月15日に公布され、2012年7月9日より新しい在留管理制度が施行されたことによるものです。これまでの入管法、特例法、そして外国人登録法（90日以上日本に滞在する外国人が対象で外国人登録証を交付する）の法律が改廃・統合され、在留管理の法制度が一本化されたことにより、問題としていた内容が大きく変わりました。このため、提言を再度見直す必要が生じてしまいました。

しかしながら、この内容は、引き続き外国籍県民にとって重要かつ切実な問題であると認識しています。入国管理局の相談窓口業務の民間委託が、質よりもサービスの効率性を求めるあまり、利用する外国人にとってはかなりの不具合があるように思われることは問題です。さらに、この新しい在留管理制度が定着するまでは、今まで以上の丁寧な説明と対応が求められると考えます。

そこで、これらの内容・意見を、今後の外国籍県民かながわ会議での協議や活動の一助として活用していただきたいと願い、報告書に掲載することとしました。

### 3 会議活動状況

#### (1) 会議開催状況 (本会議13回、予備会議6回)

かい 回	かいさいび 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
1	2010. 11. 27 (土曜日) かながわけんちよう 神奈川県庁 ほんちようしゃ 本庁舎 だいかいぎじよう 大会議場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かながわこくさいせいさくすいしんこんわかいかいちよう からのごうわ 講話</li> <li>・ じむきよく から、かいぎ のめくてき うんえいほうほう かいぎせつちようこう 会議の目的や運営方法(会議設置要綱、 かいぎうんえいようりよう ぼうちようようりよう 会議運営要領、傍聴要領)などを説明</li> <li>・ じむきよく から、ちほうじち しく か こ ていげんないよう 事務局から、地方自治の仕組みと過去の提言内容を せつめい 説明</li> <li>・ いいんめいぼ けん のこうひよう 公表について決定</li> <li>・ いいんかん れんらく いいん じむきよく れんらく しよう いいん れんらくさきいちらん さくせい けつてい 連絡先の連絡に使用する委員 連絡先一覧の作成について決定</li> <li>・ じかい かいぎにつてい けつてい 次回の会議日程を決定</li> </ul> <p>※かいぎ さきだ いいんいしよく しゅうにん しき じっし 会議に先立ち、委員委嘱(就任)式を実施</p>
2	2011. 1. 15 (土曜日) かながわけんみん センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いいんちようおよ ふくいんちよう ごせん けつてい 委員長及び副委員長を互選により決定</li> <li>・ かいぎ ぎじろく ようやく さくせい けつてい 会議の議事録は要約で作成することを決定</li> <li>・ じむきよく いいんけいけんしゃ ねんかん かいぎ うんえいほうほう 事務局と委員経験者から、2年間の会議の運営方法 についてせつめい 説明</li> <li>・ じむきよく か こ ていげん しきく かじようきよう 事務局から過去の提言の施策化状況についてせつめい 説明</li> <li>・ いいんかん れんらく いいん じむきよく れんらく しよう 委員間の連絡、委員と事務局の連絡に使用するメー リングリストの作成について決定</li> <li>・ きょうぎ いけんこうかん 協議テーマについて意見交換</li> <li>・ こんご かいぎにつてい けつてい 今後の会議日程を決定</li> </ul>
3	2011. 3. 26 (土曜日) かながわけんみん センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ねん がつ にち ほっせい へいせい ねんとうほくち ほうたいへいよう 2011年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋 おきじしん ひがしにほんだいしんさい いけんこうかん 沖地震(東日本大震災)についての意見交換</li> <li>・ きょうぎ いけんこうかん 協議テーマについて意見交換</li> <li>・ こんご かいぎうんえいほうほう ぶかい せつち けつてい 今後の会議運営方法として、部会を設置することを 決定</li> </ul>



かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
4	2011. 5. 21 (土曜日) ちきゅうしゅみん 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年間の会議の進め方について協議</li> <li>・ 今後の会議運営方法として、部会（防災部会、社会部会、教育部会）の設置を決定。また、第7期は、部会だけではなく全体会議での意見交換も重視することとした</li> <li>・ 希望に基づき、委員の所属する部会を決定</li> <li>・ 各部会の互選により部会長を決定</li> <li>・ 市民団体「あーすネットかながわ」から「多文化を学ぶ無料バスツアー」の開催案内と「あーすフェスタかながわ2011・2012」実行委員会への参加の検討依頼</li> </ul>
5	2011. 6. 25 (土曜日) かながわけんみん センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災部会、社会部会、教育部会に分かれ、これまで各委員から出された協議テーマに基づき、今後協議を進める内容について検討</li> <li>・ 全体会議で、部会で話し合った内容を共有</li> <li>・ 「あーすフェスタかながわ2011・2012」の実行委員会に第7期外国籍県民かながわ会議が参加することを決定</li> <li>・ 今後の会議日程を決定</li> </ul>
よび かいぎ 予備 会議 <1>	2011. 7. 9 (土曜日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育部会の予備会議</li> <li>これまで各委員から出された協議テーマに基づき、今後協議を進める内容について検討</li> </ul>
6	2011. 9. 11 (日曜日) ちきゅうしゅみん 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会議で、今後の会議の進め方（提言素案の書き方のイメージ、オープン会議に向けたスケジュール）について協議</li> <li>・ 防災部会、社会部会、教育部会に分かれ、提言素案のテーマを検討。素案作成の担当者の決定</li> <li>・ 全体会議で、各部会から出された個別テーマについての確認（質疑応答）と意見交換</li> <li>・ 今後の会議日程を決定</li> </ul>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
よび かいぎ かいぎ 予備 会議 <2>	2011.10.10  (げつようび 月曜日・ しゅくじつ 祝日)	ぼうさいぶかい よび かいぎ 防災部会の予備会議  ・これまで各委員から出された協議テーマに基づき、 データ収集や提言内容について検討  ・外国人を対象とした防災に関するアンケートを 作成(調査票の配布と回収は、メーリングリスト、 フェイスブック、手渡し等による)
よび かいぎ かいぎ 予備 会議 <3>	2011.10.21  (きんようび 金曜日)	きょういくぶかい よび かいぎ 教育部会の予備会議  ・提言素案の内容について協議
よび かいぎ かいぎ 予備 会議 <4>	2011.11.6  (にちようび 日曜日)	しゃかいぶかい よび かいぎ 社会部会の予備会議  ・提言素案の内容について協議
よび かいぎ かいぎ 予備 会議 <5>	2011.11.29  (かようび 火曜日)	きょういくぶかい よび かいぎ 教育部会の予備会議  ・提言素案の内容について協議
7	2011.12.3  (どようび 土曜日) かながわ県民 センター	ぜんたいかいぎ 全体会議  ・部会別に検討してきた提言素案について、意見交換 ・提言素案の修正のスケジュールについて決定 ・オープン会議(2012年3月24日)の開催時間を決定 ・オープン会議のチラシの内容と翻訳担当者について 決定
よび かいぎ かいぎ 予備 会議 <6>	2012.1.24  (かようび 火曜日)	きょういくぶかい よび かいぎ 教育部会の予備会議  ・提言素案の内容について協議

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
8	2012. 2. 18 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<p>かながわこくさいせいさくすいしんこんわかい ごうどうかいぎ かながわ国際政策推進懇話会との合同会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がいこくせきけんみん かいぎ きょうぎちゆう ていげんそあん ・外国籍県民かながわ会議で協議中の提言素案につ いて、かくぶかいちよう せつめい 各部長から説明</li> <li>がいこくせきけんみん かいぎ ていげんそあん ・外国籍県民かながわ会議の提言素案などについて いけんこうかん 意見交換</li> </ul> <p>がいこくせきけんみん かいぎ たんどくかいぎ 外国籍県民かながわ会議の単独会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かいぎ はっぴよう ていげんそあん しりよう じゅんび ・オープン会議で発表する提言素案や資料の準備に けんとう ついて検討</li> <li>かいぎ とうじつ かくいん やくわり ・オープン会議の当日スケジュールや各委員の役割 ぶんとん けつてい 分担を決定</li> </ul>
9	2012. 3. 24 (土曜日) ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	<p>かいぎ オープン会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>きょうぎないよう せつめい らいじよう けんみん かた ・これまでの協議内容を説明し、来場した県民の方か らいけん ききため、かいぎ かいさい ら意見を聴くため、オープン会議を開催</li> <li>しゅさいしゃ だいひよう いいんちよう あいさつ ご じむきよく ・主催者を代表して委員長が挨拶。その後、事務局を だいひよう かながわけんけんみんきよく ぶんかぶちよう あいさつ 代表して神奈川県県民局くらし文化部長が挨拶</li> <li>しかい がいこくせきけんみん かいぎふくいんちよう かいぎ ・司会(外国籍県民かながわ会議副委員長)から、会議 しんこうほうほう せつめい の進行方法を説明</li> <li>がいこくせきけんみん かいぎ かくていげんそあん ぶかいべつ ・外国籍県民かながわ会議の各提言素案を部会別に はっぴよう らいじようしゃ いけん ちようしゅ 発表し、来場者からの意見を聴取</li> <li>かいぎ らいじようしゃ けんみん だ いけん ・オープン会議の来場者(県民)から出された意見を せいり はっぴよう 整理して発表</li> <li>はつげん らいじようしゃ ・発言ができなかった来場者については、アンケー ようし いけん きにゅう いらい ト用紙への意見の記入を依頼</li> </ul> <p>かいかいまえ いん ゆうし じっし ※開会前、委員の有志でリハーサルを実施</p> <p>へいかいご かいぎさんかしゃ こんだん じっし ※閉会后、オープン会議参加者との懇談を実施</p>

かい 回	かいさいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
10	2012. 5. 12 (土曜日) かながわけんみん センター	<p>ぜんたいかいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こんご かいぎ 今後の会議スケジュールと、ていげん ほうこくしよ きくせい 提言（報告書）作成の さぎょうてじゆん きょうぎ 作業手順について協議</li> <li>・ かながわ こくさい すいしんこんわかい だい かいぎ かながわ国際政策推進懇話会（第8回会議）、オー プンかいぎ だい かいかいぎ だ おも いけん プン会議（第9回会議）で出された主な意見につい てかくにん て確認</li> <li>・ これまでのかいぎ つう がいこくせきけんみん かいぎ これまでの会議を通じて、外国籍県民かながわ会議 のいん きづいたてん かくにん 委員が気づいた点について確認</li> </ul> <p>ぶかい 部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぼうさいぶかい しゃかいぶかい きょういくぶかい わ ていげんそあん 防災部会、社会部会、教育部会に分かれ、提言素案 のしゆせいほうこう きょうぎ の修正方向について協議</li> </ul>
11	2012. 6. 30 (土曜日) かながわけんみん センター	<p>ぜんたいかいぎ 全体会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かいぎ かいついか かいさい けつてい 会議を1回追加して開催することを決定</li> <li>・ ほうこくしよ こうせい きょうぎ 報告書の構成について協議</li> <li>・ ほうこくしよあん かくこうもく しつぷつせきにんしゃ けつてい 報告書案の各項目の執筆責任者を決定</li> <li>・ ぼうさいぶかい がいこくじん たいしやう じつし 防災部会で外国人を対象としたアンケートを実施 したが、かいとうデータがはそん しゆけい 回答データが破損し集計できなかったた め、ていげん しりよう さいじよ 提言の資料からは削除することを決定</li> </ul>

かい 回	かいざいび ばしょ 開催日・場所	おも きょうぎないよう 主な協議内容
12	2012. 7. 21 (土曜日) かながわ けんみん センター	ぜんたい かいぎ 全体会議 ・ ほうこくしょ こうせい きょうぎ 報告書の構成について協議 ・ ほうこくしょ きさい いんちよう かくぶかい 報告書に記載する、委員長のあいさつ、各部会のま とめの文章の内容について協議 ・ ていげんあん きょうぎ ていげん さいよう けつてい 提言案について協議し、提言に採用するものを決定 ・ ざいりゆうしかく てつづ にゅうこくかんりきょく そうだんまどぐち 在留資格の手続き（入国管理局の相談窓口）につ いては、ていげん さいよう けつてい 提言には採用しないことを決定。このテー マについては、ほうこくしょ ていげんい がい きょうぎ ていあん 報告書に「提言以外で協議・提案さ れた意見」の項目を設けて記載することを決定
13	2012. 9. 1 (土曜日) かながわけんみん センター	ぜんたい かいぎ 全体会議 ・ ほうこくしょあん きょうぎ ほうこくしょ かくてい せいふくいんちよう 報告書案について協議。報告書の確定は、正副委員長 にいちにん けつてい 一任することを決定 ・ ほうこくしょ ふくだい けつてい 報告書の副題を決定

## (2) 主な調査活動

部会	主な調査内容
防災部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人を対象に、防災に関するアンケートを実施</li> <li>県内公共施設(区役所等)やホームページで提供されている防災多言語情報について調査</li> </ul>
社会部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内公共施設(区役所等)やホームページで提供されている多言語情報について調査</li> </ul>
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎市総合教育センターに、川崎市立の小・中学校における、外国につながる児童・生徒に関する取り組みについて調査</li> <li>外国人学校(インターナショナルスクール、ブラジル人学校、朝鮮学校)訪問</li> </ul>

## (3) 広報活動・その他の活動

活動時期	主な活動内容
2011. 7月 から 2012. 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「あーすフェスタかながわ 2011・2012実行委員会」への参加</li> </ul> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>あーすフェスタかながわ 2011 (開催日：2011年11月26日、27日)</p> <p>あーすフェスタかながわ 2012 (開催日：2012年5月19日、20日)</p> </div>
2012. 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン会議(開催日：2012年3月24日)のチラシ作成・発行</li> </ul>

さんこうしりょう  
**4 参考資料**

けんないがいこくじんとうろくしゃすう すい  
**(1) 県内外国人登録者数の推移**

外国人登録者市(区)町村別主要国籍(出身地)別人員調査表(2011(平成23)年12月31日現在)

	全国籍 合計	国籍(出身地)数													
		中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	インドネシア	米国	タイ	インド	英国	インドネシア	カンボジア	スリランカ	その他 148カ国
県合計	167,893	56,096	32,372	18,426	10,257	7,459	6,157	5,033	3,875	3,290	1,671	1,631	1,559	1,412	18,655
横浜市	77,295	33,577	14,979	6,777	2,880	1,480	1,884	2,386	1,465	1,433	907	777	333	377	8,040
鶴見区	9,630	3,306	1,801	1,057	1,255	496	112	132	125	214	47	69	2	39	975
神奈川区	4,912	2,259	1,115	386	80	32	72	174	54	63	40	42	11	45	539
西区	3,606	1,796	676	192	23	45	11	128	70	43	100	44		8	470
中区	15,467	8,987	2,515	731	118	40	25	695	293	317	326	43	22	7	1,348
南区	7,671	3,656	1,764	1,048	23	64	41	103	245	113	41	81	1	23	468
港南区	2,152	837	568	227	57	17	40	71	64	29	21	23	2	14	182
保土ヶ谷区	4,236	2,201	774	404	32	6	74	77	49	112	27	44	6	18	412
旭区	2,151	825	489	273	24	32	58	51	62	3	22	12	55	19	226
磯子区	3,289	1,477	654	287	271	136	14	89	57	33	25	19	3	13	211
金沢区	2,477	720	450	209	160	342	75	91	59	15	17	96	1	2	240
港北区	5,129	1,556	1,227	495	125	35	87	262	94	78	81	101	3	67	918
緑区	2,378	874	388	288	231	42	44	45	44	117	15	47	5	18	220
青葉区	3,314	1,136	782	202	55	36	16	192	65	45	70	60	4	15	636
都筑区	2,641	569	575	295	161	27	66	86	38	128	24	24	6	51	591
戸塚区	3,197	1,473	572	281	166	60	127	87	45	95	19	32	5	3	232
栄区	1,045	401	247	105	21	7	74	42	28	9	16	4	3	4	84
泉区	2,570	1,046	176	139	42	29	746	36	37	6	11	9	137	6	150
瀬谷区	1,430	458	206	158	36	34	202	25	36	13	5	27	67	25	138
川崎市	31,125	10,349	8,757	3,870	964	541	648	748	539	1,038	297	288	34	203	2,849
相模原市	10,483	3,434	1,996	1,580	337	268	277	282	296	133	71	106	309	54	1,340
横須賀市	4,715	792	969	1,234	240	352	109	403	102	12	27	56	11	13	395
平塚市	4,468	710	460	683	921	221	190	57	96	20	13	48	258	10	781
鎌倉市	1,245	237	346	84	12	11	18	150	43	13	60	13		7	251
藤沢市	5,646	989	914	428	709	728	313	198	186	35	73	73	49	211	740
小田原市	1,866	482	363	439	191	55	51	42	48	15	17	20	2	7	134
茅ヶ崎市	1,511	374	337	223	88	29	34	89	41	15	53	30	3	6	189
逗子市	452	55	121	49	6	2	2	86	12	12	21	2	1		83
三浦市	253	65	51	51	12			29	13		4	1	1		26
秦野市	3,273	571	228	133	659	441	325	36	88	14	13	19	92	7	647
厚木市	5,555	1,052	544	545	518	809	777	62	159	169	8	19	92	73	728
大和市	6,030	1,196	973	778	380	907	495	102	188	42	18	36	175	89	651
伊勢原市	1,437	341	113	188	168	80	232	15	24	56	5	9	21	1	184
海老名市	2,169	391	271	203	174	119	155	61	112	207	27	15	10	106	318
座間市	2,474	537	340	386	182	136	120	102	91	30	16	33	17	110	374
南足柄市	347	141	53	42	54	3	3	8	6		3		1	1	32
綾瀬市	2,937	246	182	241	771	252	384	51	186	14	2	23	73	99	413
葉山町	236	22	40	19	3	1		59	8	1	22	3		1	57
寒川町	648	93	56	64	126	52	86	9	24	4	1	32		17	84
大磯町	145	29	30	24	2			18	8		4	2	1		27
二宮町	173	31	19	28	27	24		8	4	6	2				24
中井町	117	13	7	13	33	38		1	2						10
大井町	64	34	9	7	6	2		2	2						2
松田町	64	9	14	15	9	1		3	1			1			11
山北町	57	22	6	12			6	2	9						
関成町	124	33	14	16	38	14		2	2		1	1			3
箱根町	168	41	35	23	28	3	2	7	1	6	4	3		1	14
真鶴町	67	34	11	12	2			3				1			4
湯河原町	329	48	92	62	9	75	2	6	7	4	1	2	1	1	19
愛川町	2,393	144	41	193	692	815	44	5	111	11	1	18	75	18	225
清川村	27	4	1	4	16			1	1						

神奈川県民局くらし文化部国際課調べ

○外国人登録者数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年
真合計 (人)	47,279	77,351	104,882	123,179	157,947	174,352	175,014	171,439	167,893
指数	100.0	163.6	221.8	260.5	334.1	368.8	370.2	362.6	355.1
増減 (人)	—	30,072	27,531	18,297	34,768	16,405	662	△3,575	△3,546
増減率 (%)	—	63.6	35.6	17.4	28.2	10.4	0.4	△2.0	△2.1

注1： 指数は、1985年の外国人登録者数を100とした場合の値

注2： 増減数及び増減率は、1990～2005年は5年前との比較、2008年は3年前との比較、それ以降は前年との比較による値

神奈川県国際課調べ

○外国人登録者の国籍（出身地）数の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年
真合計	100	119	153	154	166	161	163	164	161
増減	—	19	34	1	12	△5	2	1	△3

注： 増減数は、1990～2005年は5年前との比較、2008年は3年前との比較、それ以降は前年との比較による値

神奈川県国際課調べ



○外国人登録者数の上位5国籍（出身地）の推移（毎年12月31日現在）

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2008年	2009年	2010年	2011年
1位 (人) (%)	韓国・ 朝鮮 30,337 64.2	韓国・ 朝鮮 33,443 43.2	韓国・ 朝鮮 32,960 31.4	韓国・ 朝鮮 33,453 27.2	中国 40,711 25.8	中国 52,430 30.1	中国 55,691 31.8	中国 56,689 33.1	中国 56,096 33.4
2位 (人) (%)	中国 7,230 15.3	中国 13,806 17.8	中国 20,175 19.2	中国 27,389 22.2	韓国・ 朝鮮 34,205 21.7	韓国・ 朝鮮 34,990 20.1	韓国・ 朝鮮 34,331 19.6	韓国・ 朝鮮 33,414 19.5	韓国・ 朝鮮 32,372 19.3
3位 (人) (%)	米国 2,943 6.2	ブラジ ル 8,143 10.5	ブラジ ル 14,471 13.8	ブラジ ル 12,565 10.2	フィリ ピン 17,643 11.2	フィリ ピン 19,191 11.0	フィリ ピン 19,081 10.9	フィリ ピン 18,249 10.6	フィリ ピン 18,426 11.0
4位 (人) (%)	フィリ ピン 968 2.0	フィリ ピン 4,040 5.2	フィリ ピン 7,648 7.3	フィリ ピン 12,040 9.8	ブラジ ル 14,630 9.3	ブラジ ル 13,925 8.0	ブラジ ル 12,780 7.3	ブラジ ル 11,410 6.7	ブラジ ル 10,257 6.1
5位 (人) (%)	英国 710 1.5	米国 4,035 5.2	ペルー 6,110 5.8	ペルー 6,920 5.6	ペルー 8,842 5.6	ペルー 8,741 5.0	ペルー 8,341 4.8	ペルー 7,823 4.6	ペルー 7,459 4.4

注： 数値の上段は、国籍（出身地）別の外国人登録者数。下段は、外国人登録者数全体に占める構成比。

神奈川県国際課調べ

がいこくせきけんみん かいぎせつちようこう  
**(2) 外国籍県民かながわ会議設置要綱**

せつちもくてき  
(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

しよしやうじむ  
(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう  
(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
  - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
  - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
  - (4) 任期中の神奈川県内在住又は通勤若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
  - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いんちやうおよ ふく いんちやう  
(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいとう  
(運営等)

第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

(委員の責務)

- 第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。
- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(推進体制)

- 第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。
- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

(庶務)

- 第8条 外国籍県民会議の庶務は、県民局くらし文化部国際課において処理する。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

けいかそち  
(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により外国人登録原票に登録されていた者であつて施行日から引き続き住民基本台帳に記録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に記録されている者とみなす。

がいこくせきけんみん かいぎうんえいようりょう  
(3) 外国籍県民かながわ会議運営要領

しゆし  
(趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議(以下「外国籍県民会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

かいさいとう  
(開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

しやうげんご  
(使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

ぼうちよう  
(傍聴)

第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議傍聴要領」において定める。

ぶかい  
(部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

こくさいせいさくすいしんこんわかいとう れんけい  
(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

2 外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

かいにん もうしで  
(解任の申出)

だい じょう いいんちよう いいん つぎ かくごう がいとう ち じ いいん かいにん  
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解任  
もうしで  
を申し出ることができる。

- (1) じ こ つごう じにん い し ひょうめい  
自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
- (2) しんしん こしょう た じゆう しよくむ すいこう た みと  
心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) てんきよ てんきんとう がいこくせきけんみん かながわ かいぎせつちようこうだい じょうだい こう ようけん  
転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項の要件  
がいとう  
に該当しなくなったとき。
- (4) しよくむじよう ぎ むいはん  
職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで  
(補充の申出)

だい じょう いいん けつていん しょう ぼあい いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか  
第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を  
ち じ もうしで  
知事に申し出ることができる。

いにん  
(委任)

だい じょう じょうりよう さだ ひつよう じこう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか  
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮  
さだ  
って定める。

ふ そく  
附 則

- 1 この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう  
平成10年11月21日から施行する。
- 2 へいせい ねんどう がいこくせきけんみんかいぎ かいさい だい じょうだい こうちゆう かいいていど  
平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」  
かいいていど  
とあるのは、「4回程度」とする。

ふ そく  
附 則

じょうりよう へいせい ねん がつ にち しこう  
この要領は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく  
附 則

じょうりよう へいせい ねん がついたち しこう  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

じょうりよう へいせい ねん がついたち しこう  
この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

じょうりよう へいせい ねん がつこのか しこう  
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎぼうちようじょうりよう  
(4) 外国籍県民かながわ会議傍聴要領

しゅし  
(趣旨)

だい じょう がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみんかいぎ  
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議 (以下「外国籍県民会議」という。)  
かいぎ ぼうちよう かん ひつよう じこう さだ  
の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちょうせき くぶん  
(傍聴席の区分)

だい じょう ぼうちょうせき いっぱんせきおよ ほうどうかんけいしやせき わ  
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちょうにん けつていとう  
(傍聴人の決定等)

だい じょう いっぱん ていいん にんい  
第3条 一般の定員は、10人以内とする。

2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間  
に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴  
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

ぼうちょうせき にゆうじょう  
(傍聴席に入場することができない者)

だい じょう つぎ もの ぼうちょうせき にゆうじょう  
第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められ  
る者

ぼうちょうにん まも じこう  
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう ぼうちょうにん かいぎ ちつじょ みだ また しんぎ ぼうがい こうい  
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしては  
ならない。

しゃしん えいが どう さつえいおよ ろくおんどう きんし  
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう ぼうちょうにん かいじょう しゃしん えいが どう さつえい また ろくおんどう  
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等  
をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

ちつじょ い じ  
(秩序の維持)

だい じょう いいんちよう かいぎ えんかつ うんえい はか ぼうちょうにん ひつよう し じ また  
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は  
事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、  
傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく  
(実施細目)

だい じょう ぼうちょうにん じこう かいぎ せいぎ がいこくせきけんみんかいぎ はか さい  
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

ふ そく  
附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎ だい き いいんめいぼ  
**5 外国籍県民かながわ会議（第7期）委員名簿**

しめい ごじゅうおんじゅん  
 (氏名の五十音順)

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきんち 在 住・ 在 勤 地	こくせきとう 国籍等
い ぎ リスレン (委員長)	やまとしざいじゅう 大和市在 住	カンボジア※
いわね みちえ 岩根 美智枝	あいかわまちざいじゅう 愛川町在 住	ブラジル
おぐら ノエミ 小倉 ノエミ	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	フィリピン
オミディアン モハマドレザ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	イラン
きはら けいこ 木原 恵子	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
きむ ちよあ 金 照華	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
こみね れい 小峰 麗	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ちゅうごく 中国
こん りんずん (副委員長)	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
さい きんか 蔡 欣樺	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	たいわん 台湾
シュターク サラ (副委員長、防災部会長)	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ドイツ
しよん あてい (社会部会長)	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住	ちゅうごく 中国
ちやん へじゆ (教育部会長)	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮
ながおか キキ 長岡 キキ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	インドネシア
の だ スカンヤ 野田 スカンヤ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	タイ
ひがしおんな ガビ 東恩納 ガビ	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	ペルー
みやじま ジャネット 宮嶋 ジャネット	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	フィリピン
ゆう だいたつ 兪 大達	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	ちゅうごく 中国
リ スウェイ リ スウェイ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	べいこく 米国
りゅう あれい 刘 亜玲	かまくらしざいじゅう 鎌倉市在 住	ちゅうごく 中国
じにん 辞任 (2011.9.30付け)	アディカリ スディーブ	かわさきしざいじゅう 川崎市在 住
		ネパール

にんき へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ  
 任期：2010（平成22）年11月～2012（平成24）年10月

ざいじゅう ざいきんち しゅうにんじ へいせい ねん がつ  
 在 住・在 勤 地は、就 任 時（平成22年11月）のものを記載。

※ もとなんみん にほんこくせきしゅとくしゃ きゆうこくせき きさい  
 ※ 元難民の日本国籍取得者は、旧国籍を記載。

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第7期）最終報告

こころ かながわ  
心 でつながるみんなの神奈川

2012（平成24）年10月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんけんみんきょく ぶんかぶこくさいか  
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民局 ぐらし文化部国際課

ゆうびんばんごう 231-8588  
郵便番号 231-8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおどおり  
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ 045-210-3748  
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753  
ファクシミリ 045-212-2753